

平成24年度 第4回三重県教育改革推進会議 事項書

日時：平成25年2月4日（月）

9：00～12：00

場所：プラザ洞津「高砂の間」

1 教育長挨拶

2 会長挨拶

3 審議事項

(1) 平成24年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ（案）」について

① 教員の資質の向上について

② 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定について

③ 県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

(2) その他

4 連絡事項

平成24年度三重県教育改革推進会議
審議のまとめ（案）

平成25年2月

目 次

1	はじめに	1
2	審議テーマについて	1
	(1) 教員の資質の向上について	2
	(2) 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定 ・県立高等学校活性化計画（仮称）（案）の策定 について	2
3	審議テーマに係る主な意見について	3
4	教員に求められる資質について	4
5	現状と課題	5
	(1) 学校組織・管理職関係	5
	(2) 教員個人の資質向上関係	5
	(3) その他	6
6	授業力の向上を図るための基本的な考え方について	6
7	重点的な取組事項	7
	《具体的方策》	
	(1) 子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業力の向上	7
	(2) <u>管理職のマネジメント</u> によるOJTの活性化・校内研修体制の確立	9
	(3) 教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための 支援の充実	10
	(4) 中堅・中核教員の育成	11
	(5) 全ての学校への研修成果等の普及	13

《別冊 1》

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）

《別冊 2》

県立高等学校活性化計画（仮称）（最終案）

1 はじめに

三重県教育委員会は、三重県教育改革推進会議における平成21年度から平成22年度の審議を踏まえ、平成22年12月に、三重県教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）を本県の教育振興基本計画として策定しました。

平成23年度、三重県教育改革推進会議は、ビジョンの実現に向けて具体的な取組を進めるために特に重要であると考えられる4つの施策（「学力の向上」「キャリア教育の充実」「郷土教育の推進」「地域と共に創る学校づくり」）について審議を行い、その結果を三重県教育委員会に報告しました。

三重県教育委員会では、この審議結果を踏まえ、平成24年度から、子どもたちが主体的に学び行動する意欲を育て、学びと育ちの環境づくりを進めるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「みえの学力向上県民運動」を展開しています。

平成24年度、三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から次の2つのテーマにより審議を行うことを求められ、これに応じ、4回の全体会と7回の部会を実施して審議を重ねました。

（1）教員の資質の向上について

（2）県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定・県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

その結果を「平成24年度三重県教育改革推進会議審議のまとめ」として報告します。

今後は、三重県教育委員会がこの「審議のまとめ」を参考に、施策の実現に向けて取組を進められることを期待します。

2 審議テーマについて

平成24年度、三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から、上記の2つのテーマについて審議することを求められました。三重県教育改革推進会議はこれに応じ、2つの部会（第1部会：教員の資質の向上について、第2部会：県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定・県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について）を設置して、各テーマについて審議を行いました。

(1) 教員の資質の向上について

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「三重県教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）に謳われた学校教育の充実・発展のためには、子どもたちと直接接する教員の果たすべき役割がきわめて大きく、教員の資質向上が求められる。このことから、教員の資質向上に係るビジョンの施策の『主な取組内容』を、より実効性のあるものにする必要がある」というものでした。当部会はこれに応じ、4回にわたり審議を行いました。

このテーマの内容は、大きく「養成」「採用」「研修・人材育成」の3つの柱からなります。この柱立てにより審議を進めましたが、第1回・第2回の審議の中で出された意見の大半は「研修・人材育成」に係るものであったこと、また、委員から「教員一人ひとりの『授業力の向上』が現場で起こるさまざまな課題への対応力の向上にもつながる」、「授業は学校生活の大半を占めることから、授業が充実していることが大切である」という意見が出されました。これらを踏まえ、三重県教育委員会から、まずは教員の「授業力の向上」という観点に絞って審議されたいとの提案があり、その方向で進めることとしました。

(2) 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定・県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「平成23年度から平成26年度までを期間とする県立特別支援学校整備第二次実施計画について、地域における課題への対応等に係り、審議が必要となった。また、策定中の県立高等学校活性化計画（仮称）については、素案の策定を進めるなかで、審議が必要となった」というものでした。

両計画の改定・策定について、医療・教育・地域等多様な視点から、その内容を慎重に審議しました。

審議の結果を踏まえ、三重県教育委員会によって両計画が改定・策定され、平成24年度末までを目途に成案として公表されます。

3 審議のテーマに係る主な意見について

出された主な意見は、次のとおりです。

《教員の資質の向上について》

- 学校現場に求められる課題が多岐にわたるようになり、日々の対応に追われ時間的余裕が少なくなっている傾向があることから、校内で育てる文化が薄れ、組織的な取組が減っている。
- 研修を受けるべき人が受けられる仕組が必要である。
- 研修に行くこと自体が教員の余裕を失わせている。
- すばらしい研修制度があるが、研修で学んだことを実践でどうかすかが大事である。
- 管理職のマネジメントにより、各年代の教員が交流し学び合う組織になるのではないか。
- 今後見込まれる大量退職に係る対策を行う必要がある。
- 資質向上には教員以外の仕事等を体験し、幅広い視野を持つことが必要である。
- よい授業ができる教師は、生徒指導等他の面においても、適切な対応ができる。
- 研修の面での大学等教員養成機関との連携の強化が必要である。

《県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定について》

- 施設整備については、まずは対象となる生徒数等の基本データを精緻に把握することが必要である。
- 通学に長時間を要する生徒のことについて、地域における現状や課題としても記述すべきである。
- 知的に遅れのない発達障がいの生徒が増えているのは、中学校までに社会性が身につけていないことが主な要因である。社会性が十分に身につけていれば、県立高校でも対応可能であり、このことにより特別支援学校高等部の生徒が急増し、その結果教室が不足している原因の一つではないか。
- 県立「こども心身発達医療センター（仮称）」については、発達障がいの生徒への支援において期待したい。
- 県立特別支援学校東紀州くろしお学園本校の整備に対する地元の期待は大きいので、早期の着手をお願いしたい。

《県立高等学校活性化計画（仮称）（案）の策定について》

- この案は「活性化を進める」ことが明言できていると思う。

- 「活性化計画」をもとに高等学校の活性化を進めるにあたっては、市町等教育委員会との連携を大切にして取り組んでほしい。
- 高校の活性化について「各学校の現状に応じた活性化の取組」という記述だけではなく、夢のある内容が必要である。
- インターンシップについて、「どの学科においても、取組を拡充します」とあるが、様々な学校の状況を踏まえて検討してほしい。
- グローバルな舞台で活躍できる人材を育成するための理数教育・英語教育の取組はたいへん良い。このような取組をさらに推進していくべきである。
- 三重県型「学校経営品質」の考え方は浸透しているが、机上での計画や評価になってしまっている面があり、教職員が不満を持つ場合があるように感じる。
- 副校長や主幹教諭、指導教諭を配置することを検討するとあるが、そのことにより学校が円滑な運営体制を整えられるかどうか、疑問がある。
- 入学者選抜について、現制度には課題があると思うので、制度の変更について明確に記述する必要があるのではないか。

これらの意見を踏まえて、「教員の資質の向上」についての具体的方策や、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定及び「県立高等学校活性化計画（仮称）（案）」の策定にかかる審議を行いました。

審議の結果については、以下に「教員の資質の向上」について示します。「県立特別支援学校整備第二次実施計画」及び「県立高等学校活性化計画（仮称）」については、審議結果を踏まえて県教育委員会が策定中の両計画案を、別冊として示します。

4 教員に求められる資質について

ビジョンは「教員には、その責務を自覚し、たゆみない研鑽に努め、指導力・人間性を磨き、子どもたちに手本を示すことが求められている」として、教員の資質向上の重要性を謳っています。また、教員に求める資質としては、「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊

かな人間性」という資質を求め、さらに、学習者本位の教育のさらなる充実のため、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」という観点も、人材育成のポイントとして重要であるとしています。

これらを踏まえ、子どもたちの学力の向上に向けて、知識や技能を活用する学習、課題探究型の学習、協同的な学習等を充実できるよう、教員の授業力の向上を図る必要があると考えます。

5 現状と課題

テーマ「教員の資質の向上（授業力の向上）」に係る具体的方策について審議するにあたり、ビジョンの「主な取組内容」の項目をもとに整理し、共有した「現状と課題」は次のとおりです。

（1）学校組織・管理職関係

- ① 今後10年間に、多数の経験豊かな教員が退職する。
- ② 学校現場に余裕が少なくなっていること等により、教員間で互いの力を高め合う「育てる文化」が薄れ、組織が一体となった取組が減少している。
- ③ 全国学力・学習状況調査の結果から、本県では、授業研究を伴う校内研修の実施回数が多いが、調査結果を利用して具体的な教育指導の改善にいかす取組に課題があることが明らかになっている。また、校長が、校内の授業を見て回る回数が少ない。
- ④ 校長のマネジメント力向上により、働きやすく風通しのよい職場を実現する必要がある。
- ⑤ 学校経営品質向上活動の推進による教員の意欲の向上が必要である。
- ⑥ 管理職が中心となってOJTを推進する必要がある。
- ⑦ チャレンジ精神を生むためのゆとりも必要である。

（2）教員個人の資質向上関係

- ① 社会の変化に伴い、教員に求められる資質・能力の幅が拡大している。
- ② 学校現場に余裕が少なくなっていること等により、教員が学校を離れて集合研修を受講することが難しくなっている。
- ③ 研修のあり方について、「どこで」「誰が」「誰に対して」など、現状を踏まえた見直しが必要である。

- ④ 授業研究等を通じた基本的な力量の充実と、それを教員間で共有する環境の整備が必要である。
- ⑤ 現場でのさまざまな事象や課題に的確に対応する力を養う必要がある。
- ⑥ 研修の成果が現場でいかされるためには、研修を受けた教員がその後の取組にいかしたことを確認し、その結果を次の研修内容の改善につなげる仕組みが必要である。
- ⑦ 多様な事象への対応や、キャリア教育の推進のためには、広く社会を知る必要があり、社会体験研修を充実することが必要である。

(3) その他

- ① 県教育委員会と市町等教育委員会とがより適切に役割分担・連携を行い、研修を効果的に実施する必要がある。
- ② 国や県教育委員会が進めている方策である教員免許状更新講習や教職員育成支援システム(試行)と連動して、教員の資質の向上を図る必要がある。
- ③ 教員の資質の向上にあたっては、県教育委員会が実現しようとする目標を立てたうえで、目標達成を図る視点から、研修等のあり方をしっかりと位置づけることが必要である。
- ④ 県教育委員会と大学等教員養成機関とは、養成のみならず、研修の面でも、一層強く連携する必要がある。

6 授業力の向上を図るための基本的な考え方について

子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育むため、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の創造に向け、「授業力の向上」を図る必要があります。

また、学校現場で時間的余裕が少なくなっている現状を踏まえ、教員が子どもたちとふれあう時間を確保しつつ自らの資質向上に取り組めるようにするため、できるだけ学校もしくは学校に近い場所で研修等が進められるようにする必要があります。

そのためには、県総合教育センター等での集合型研修中心から学校・地域での研修の重視へと転換するとともに、OJTの活性化や校内研修体制の確立に向けた学校支援を充実することが重要です。

基本的な考え方の要点

- 子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育むため、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業の創造に向け、授業力の向上を図る。
- 県総合教育センター等での集合型研修中心から、学校・地域での研修の重視へと転換を図る。
- ○J Tの活性化、校内研修体制の確立に向けた学校支援の充実を図る。

7 重点的な取組事項

各学校には、学校経営方針等の中に授業力向上の必要性や取組の方向性を確実に位置づけるとともに、「教職員育成支援システム（試行）」における校長と教員との面談をはじめ、あらゆる機会を通じて、積極的にこれを進めることが求められます。

このことを前提に、上記「現状と課題」及び「基本的な考え方」を踏まえて事務局から提示された「具体的方策のイメージ」をもとに、審議を行い、今後重点的に取り組む「具体的方策」を以下のとおりまとめました。

※ 教職員育成支援システム（試行）

校長等が、教職員との面談等を通じて、教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や教育力を向上させることを目的とするもの。

《具体的方策》

(1) 子どもたちが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業力の向

授業力の向上を図るため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を授業に適切に反映するなどの学校における取組を推進・支援する。

①新学習指導要領に即した授業改善モデル（実効的な指導案・効果的な教材）の開発及び活用促進（小中学校）

新しい学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、教科毎に授業改善モデルの開発を行う。このモデルが学校におい

て有効に活用されるよう、実践推進校における授業の公開や研修会の開催等を通じて県内に普及・啓発し、教員の指導力の向上を図る。

※実践推進校

全国学力・学習状況調査を活用した授業改善の取組を進めるモデル校。平成24年度は98校。

②指導主事・学力向上アドバイザー・授業改善アドバイザー等の学校訪問体制の充実（小中学校）

学校からの訪問要請のねらいに的確に応じられるよう、県教育委員会の指導主事、学力向上アドバイザー、授業改善アドバイザーの派遣体制を充実する。これらの派遣を通じて、新学習指導要領の趣旨・内容や①による授業改善モデルの普及・啓発、全国学力・学習状況調査結果の分析を踏まえた授業改善への支援を効果的に行う。

※指導主事

新学習指導要領の趣旨・内容を踏まえた指導・助言等を行う。

学力向上アドバイザー

実践推進校に対する組織的・継続的な授業改善のための指導・助言等を行う。

授業改善アドバイザー

実践推進校の取組成果の普及・啓発等を行う。

③高等学校教育の特性を踏まえた支援

学校ごとに課題が大きく異なる高等学校では、その特性に応じ、学校現場を中心に、基礎的な学習内容の定着、発展的な学力の育成、職業教育の充実に係る指導力の向上を図る。

ア) 基礎的な学習内容の定着

義務教育段階を含めた基礎的な学習内容の定着を目的に、このことに係る各高等学校の実態を確実に把握する。これをもとに課題を明確化し、課題解決のための分析を行うとともに、効果的な指導方法を研究する。

イ) 発展的な学力の育成

発展的な学力の育成に取り組む高等学校を対象に、教育課程の工夫改善、効果的な課外学習のあり方等について、県教

育委員会が適切に支援する。また、関係する学校間の連携を深め、生徒の進路実現のための指導力を強化する。さらに、理数教育や英語教育にかかわる教員の指導力向上を図る。

ウ) 職業教育の充実

農業・工業・商業等の専門学科において、学科ごとの専門性が高い高等学校教育の特色を踏まえ、県教育委員会の指導主事等による学校現場への直接支援の充実を図る。また、生徒がより高度な技術の習得と難易度の高い資格取得ができるよう、高度な専門性を持った教員の育成を目的に、大学や研究機関・企業等と連携した教員研修等を実施する。

(2) 管理職のマネジメントによるOJTの活性化・校内研修体制の確立

授業力向上に向けて、管理職のマネジメント力向上により学校におけるOJT機能を強化するとともに、授業研究を中心とした校内研修体制の確立を図る。

① 授業力の向上等を組織的に推進するための新任管理職研修の改善

ア) マネジメント力向上をテーマとした新任校長研修の改善・充実

学校のトップリーダーとしての校長のマネジメント力向上のため、管理職に求められる学校経営力・人材育成力向上等の視点から、研修プログラムを改善する。新たに学校評価、教員の指導力向上、いじめ防止等の内容を含めて実施する。

イ) 実務力・対応力向上をテーマとした新任教頭研修の改善・充実

学校のサブリーダーとしての教頭の実務力・対応力向上のため、管理職に求められる外部交渉力・識見の向上等の視点から、研修プログラムを改善する。新たに学校評価、教員の授業力向上、いじめ防止等の内容を含めて実施するとともに、コミュニケーション力向上を目指してコーチング研修を必修とする。

② 授業力向上に向けた校内研修活性化のためのマネジメント研修の実施

授業力向上に向けた校内研修が活発に行われるよう、このため

の校長のマネジメント力向上を目的に、上記（１）①の実践推進校を主な対象として指定し、学校での実践と組み合わせた研修を実施する。

③校長等との面談による的確な教員育成（再掲）

教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や教育力を向上させることを目的として「教職員育成支援システム」を試行している。このシステムにおける面談の場等を活用し、校長等から教員に対し、一人ひとりの強みと弱みに応じて、授業力向上のための研修や自己研鑽に取り組む意識の向上に向け、積極的な助言を行う。

（３）教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための支援の充実

教員一人ひとりが学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業を創造できるよう、授業力の向上の視点から、初任者研修等の悉皆研修の体系を見直し研修効果を高めるとともに、指導に不安や課題がある教員に対する支援体制を整える。

①若手教員の授業力向上に向けた研修の体系化

ア）基礎的能力向上をテーマとした初任者研修の改善・充実

初任者が、子どもたちと向き合う時間を確保しつつ、授業実践の基礎的能力を向上できるよう、初任者研修の実施方法を、現行の校外研修２５日間と校内研修３００時間から、１年目の校外研修の日数を見直すとともに、新たに２年目以降の研修を実施する。授業力向上の視点を重視して研修の質の向上を図るとともに、２年目については、社会体験研修を必修として実施する。

イ）授業力向上をテーマとした教職経験５年研修の改善・充実

授業力向上の視点をより重視し、現行の５日間の研修について、授業実践研修の充実を図る。

ウ）専門性とリーダーとしての資質向上をテーマとした教職経験１０年研修の改善・充実

教科指導等の専門性や若手教員に対する指導力向上の視点をより重視し、現行の校外研修（１０日間）については、広く社会を知り視野を広げること等を目的に、一定期間の社会

体験研修を必修とする。また、校内研修（15日）については、その一部を校長の判断で、県総合教育センターにおける研修講座か、県教育委員会と市町等教育委員会が連携して県内の各地域で実施するブロック別研修講座を受講することで、代えることができることとする。

②学校における授業実践研修のより効果的な実施

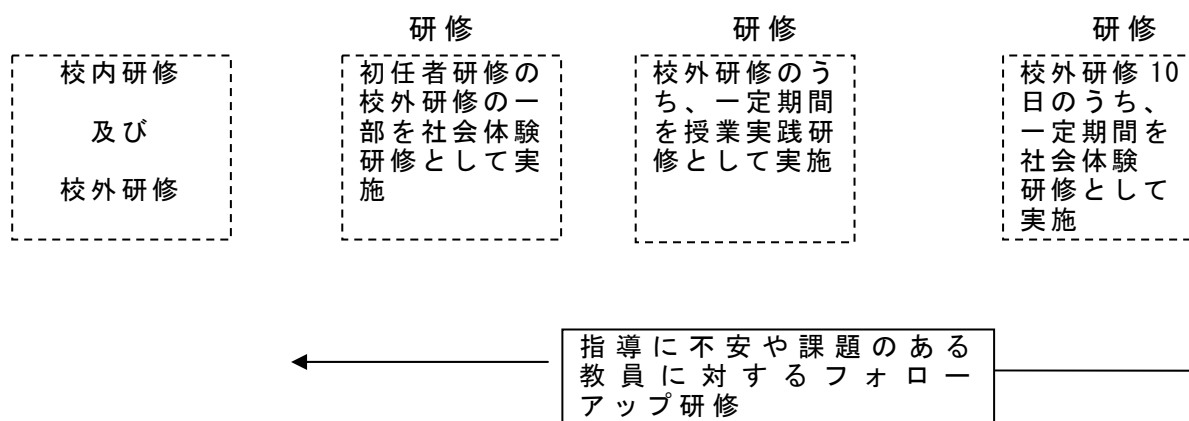
授業実践研修では、教職経験の異なる教員（初任者、5年・10年経験者）が教科別の班を構成し、授業公開及び事後協議を行い、相互に学び合う取組を行っている。今後、課題や対象者からの要望等を検証して研修内容を改善するとともに、県総合教育センターの研修主事等による助言を充実し、より一層授業力向上につながるよう、効果的に実施する。

③指導に不安や課題がある教員に対するフォローアップ研修の実施

経験年数が十分でないなど指導に不安や課題がある教員に対して、学習指導等に関する、集合研修と所属校における授業実践を伴う研修を実施する。

○若手教員の育成のイメージ

初任者研修 → 教職2年目 → 教職経験5年 → 教職経験10年



(4) 中堅・中核教員の育成

今後10年間に、多くの経験豊かな教員の退職が見込まれることから、中堅・中核教員が教科等の専門性向上に加えて、企画立案力や後進を指導する力を身に付け、授業研究を中心とした校内研修等が活性化するよう、育成の仕組の充実を図る。

① 学校・地域での教科等研修、今日的教育課題対応研修の実施

(再掲)

学校現場もしくは学校に近い場において教員を育成する主旨から、現在県総合教育センターで実施している教科等研修、今日的教育課題対応研修について、市町等教育委員会と役割分担や連携を行い、学校や各地域で実施する。また、研修内容について、教育施策との関連や各地域の抱える課題に対応したものとなるよう、精査を行う。

※今日的教育課題対応研修

特別支援教育、キャリア教育、外国人児童生徒教育にかかる研修

② 教員免許状更新講習の機会の活用

現行の制度では、教員免許状は取得後10年ごとに更新が必要となっており、更新に際しては、教員一人ひとりに、必修12時間以上(教育の最新事情)、選択18時間以上の講習の受講が義務づけられている。この更新講習の機会を活用し、総合的な資質能力・指導力の形成が図られるよう、講習内容の充実について、県教育委員会から実施機関である関係大学に対して働きかけを行う。

③ 校内研修の活性化のための授業研究担当者の育成

学校で授業研究を中心とした校内研修を企画運営できる教員を育成するため、上記(1)①の実践推進校を主な対象として指定し、学校での実践と組み合わせた研修を実施する。

④ 円滑な学校運営体制の確保

学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭や指導教諭を配置することについて、検討する。

※主幹教諭

校長及び教頭を助け、校務の一部を整理し教育をつかさどる。

指導教諭

教育をつかさどり、教諭等に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行う。

(5) すべての学校への研修成果等の普及

研修や実践推進校等での取組の成果が、確実に授業改善等につながり、県内すべての学校へ普及し、情報が共有されるよう、仕組の改善や充実を図る。

①実践推進校等での取組成果の普及

授業研究に係る実践推進校等の取組について、公開授業研究会等を通じて周辺の学校に普及する。また、成果が県内全域において共有され実践されるよう、県内4地域において、各学校の研修主任等を対象とした研修会を開催する。さらに、授業研究を中心とした校内研修の活性化に関する取組を学び合うための実践交流会等を実施し、推進校等での取組の成果を広く普及する。

②インターネットを活用した教育情報の提供（再掲）

さまざまな研修等の取組から得られた成果（学習指導案、学習教材等）や各種教育情報データ等について、各教員がこれらを授業や職務遂行上の課題への対応等に活用しやすくするため、県教育委員会が集約のうえ一元管理し、インターネットを活用して学校に提供する。

③研修の効果検証と改善

研修が確実に授業改善等につながるよう、現在実施している研修後の受講者アンケートに加え、研修終了後一定期間が経過した段階で事後アンケートやフォローアンケートを実施し、研修内容の改善等につなげる。

県教育委員会の障がい者雇用状況について

平成25年2月4日
教育委員会事務局教職員課

1 県教育委員会等の雇用率と全国順位（毎年6月1日現在）

各機関 (法定雇用率)	20年	21年	22年	23年	24年
県教育委員会 (2.0%)	1.57 (23位)	1.70 (26位)	1.84 (19位)	1.74 (26位)	1.94 (28位)
(参考) 知事部局(2.1%)	2.61 (8位)	2.69 (7位)	2.70 (6位)	2.37 (15位)	2.25 (29位)
(参考) 民間企業(1.8%)	1.49 (45位)	1.50 (47位)	1.50 (47位)	1.51 (46位)	1.57 (45位)
(参考) 市町等(2.1%)	1.97	2.03	2.21	1.96	2.06

※県教育委員会の対象職員は、教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び小中学校の県費負担教職員。

※市町等とは、県内の市町、市町教育委員会、公営企業及び地方公共団体の組合

2 県教育委員会の雇用率とこれまでの取組

- ・ 県教育委員会の平成24年6月1日現在の雇用率は1.94%となっており、これまでで最も高い値となっています。
- ・ 県教育委員会では法定雇用率（2.0%）の達成に向け、障がい者を対象とした教職員の特別選考や在職者の障がい状況の把握などを進めており、平成24年の障がい者数は213.5人と昨年に比べ20.5人増加していますが、法定雇用率を達成するには6.5人不足しています。
- ・ 平成24年6月1日現在の都道府県教育委員会の全国平均は1.88%（昨年は1.75%）で、法定雇用率を達成しているのは24府県です。

○過去5年間の障害者雇用率の推移（各年6月1日現在）

年度	20年	21年	22年	23年	24年
雇用率	1.57	1.70	1.84	1.74	1.94
障がい者数	152人	164人	176人	193人	213.5人
不足数	42人	28人	15人	28人	6.5人

3 今年度の新たな取組

- ・平成24年度は、新たな取組として、教育委員会事務局及び県立高校において、障がいのある業務補助職員をモデル的に6人雇用し、特別支援学校において、障がいのある非常勤実習助手の雇用を拡充しました。
- ・また、小中学校事務職員の障がい者特別選考の受験者数の拡大を図るため、県職員の障がい者採用選考試験と併願可能となるよう平成24年度の試験日を設定するとともに、ハローワークの「障がい者就職面接会（10月31日）」において選考試験の周知を行いました。

4 課題

- ・障がい者雇用の対象者の大部分は教員ですが、教員免許状を有する障がい者の方が非常に少ない状況にあります。このため、毎年、県内外の教員養成系大学を訪問（平成23年度は34校、平成24年度は42校予定）し、障がいのある学生の免許状取得や、教員採用試験の受験の働きかけを行っているところです。
- ・また、平成24年6月の政令改正により、平成25年4月から教育委員会の法定雇用率が2.0%から2.2%となります。このことにより、不足人数は28.5人となる見込みです。
- ・厚生労働省の有識者会議の報告（平成24年8月）において、身体障がい者及び知的障がい者に加え、新たに精神障がい者（手帳所有者）を雇用義務対象とすべきとされ、それに伴い法定雇用率が更に引き上げられることが想定されます。

5 今後の対応方針

- ・法定雇用率の達成に向けて、引き続き教員及び小中学校事務職員の障がい者の採用を推進するとともに、在職者の障がい状況の把握も的確に行っていきます。
- ・平成24年度にモデル的に雇用した非常勤職員の状況について、各県立学校訪問や具体的な業務の報告等を踏まえて、検証を行ってきました。障がいの程度に応じた業務の割り当てや仕事のやり方の工夫などが行われている一方で、専門的・系統的なサポートが継続して必要な状況です。
- ・平成25年度は、障がいの程度に応じた業務の構築や職域の拡大、関係機関と連携した、就労者や職場のサポートを通じて、非常勤職員の雇用拡充のための取組を進めていきます。

資料 2

別冊 1

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）

平成25年2月

三重県教育委員会

目 次

1	はじめに	
	(1) 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の趣旨	1
	(2) 「第一次実施計画」の取組の状況	1
	(3) 県立特別支援学校の整備に関する課題	2
2	「第二次実施計画」の基本方針	3
	(1) 緊急課題への対応	4
	(2) 適正な規模及び配置	4
	(3) 高等部の教育の充実	4
	(4) 複数障がい種別への対応	5
3	「第二次実施計画」期間の取組	
	(1) 地域における課題への対応	
	①東紀州地域	5
	②中勢、松阪、南勢志摩地域	6
	③その他の地域	6
	(2) 特定の課題への対応	
	①通学時間の改善	6
	②盲学校及び聾学校のあり方	7
	③寄宿舎のあり方	8
	④医療・福祉等の関係機関との連携	8

(3) 新たな課題への対応	
①くわな特別支援学校への対応	8
②杉の子特別支援学校石薬師分校への対応	8
③草の実リハビリテーションセンター及び 小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う対応	9

参考資料

「県立特別支援学校配置図」	10
「県立特別支援学校寄宿舍配置図」	11
「第二次実施計画にかかる 県立特別支援学校児童生徒数の推移と今後の見込」	12

県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）

1 はじめに

（１）「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の趣旨

県教育委員会では、平成18年10月、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進することを目的に、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を策定しました。

この「基本計画」に基づき、平成19年度から平成22年度までの「県立特別支援学校整備第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」という。）を示して、県立特別支援学校*1の具体的な整備を進めてきました。

また、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後の施策の方向性を示すため、「三重県教育ビジョン」を平成22年12月に策定しました。この中では、今後の特別支援教育のあり方について、施策として、全体的、総合的な視点から示しています。

特別支援学校の整備については、施設設備等にかかわる具体的な推進が必要なことから、「基本計画」や「第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については、引き続き特別支援学校の整備を行うこととし、平成23年度から平成26年度までの「県立特別支援学校整備第二次実施計画」（以下「第二次実施計画」という。）として示し、整備を進めてきました。

しかしながら、平成23年度から「第二次実施計画」に基づく整備を進める中で、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」として示すこととしました。

なお、「3 第二次実施計画期間の取組」に示した整備年度については、実施段階において予算の状況等により変更することがあります。

（２）「第一次実施計画」の取組の状況

- 1 桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒数の増加に対応するため、くわな特別支援学校（小学部、中学部、高等部）を、平成24年4月に開校し

*1 特別支援学校

特別支援学校は、対象となっている5種類の障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）及びこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校です。

ました。

- 2 特別支援学校西日野にじ学園の過密化解消のため、鈴鹿市、亀山市在住の知的障がい児童生徒を対象として、平成20年4月から、杉の子特別支援学校に知的障がい教育部門*2を設置するとともに、平成22年4月からは、通学可能な高等部生徒を受け入れるため、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校しました。
- 3 津市にある城山特別支援学校と草の実リハビリテーションセンターに併設されている草の実特別支援学校は、両校とも肢体不自由児を対象としており、近隣の位置にあったことから両校を統合して管理運営を一元化し、互いの施設や設備を有効に活用できるようにするため、平成21年4月から、草の実特別支援学校を城山特別支援学校草の実分校としました。
- 4 特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまで尾鷲小学校の施設を借用していましたが、平成21年4月から、尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)に移転しました。
- 5 訪問教育*3については、医療・福祉関係機関との連携やスクーリング*4等での指導のために、肢体不自由特別支援学校において実施することとし、西日野にじ学園の訪問教育を平成22年4月から特別支援学校北勢きらら学園において、稲葉特別支援学校の訪問教育を平成23年4月から城山特別支援学校において、実施しています。

(3) 県立特別支援学校の整備に関する課題

「第一次実施計画」に基づく整備を進めてきましたが、県立特別支援学校に関しては、引き続き、次のような課題があります。

*2 教育部門

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、従来の盲学校・聾学校・養護学校が特別支援学校制度として、一本化されたため、障がい種別で専門的に対応してきた各学校において、その対象を明示する必要があることから「教育部門」として表記します。

*3 訪問教育

訪問教育は、重い身体障がい等を有する等により、通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、家庭（在宅訪問）、病院及び児童福祉施設等（施設訪問）に教員を派遣して行う教育形態をいいます。

*4 スクーリング

ふだん、家庭や病院等で訪問教育を受けている児童生徒が、体調や学習内容に応じて学校に登校して学習することをスクーリングといい、年間を通じて計画的に行っています。スクーリングの授業は、通学籍の同年齢の学級や学習グループの授業に参加したり、訪問教育の教室で訪問教育児童生徒による合同スクーリングなどが行われたりします。

- 1 知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いているため、教室等の確保が難しく、学習環境の整備が急務となっています。
- 2 特別支援学校は、広域にわたる通学区域をかかえていることから、通学に長時間を要する児童生徒がいます。
また、これまで、関係自治体からも、整備が求められる地域があり、県内の特別支援教育の整備状況や今後の児童生徒数の推移を勘案した適正な配置について検討する必要があります。
- 3 特別支援学校の整備と児童生徒の通学を支えるスクールバスの配備を進めてきた結果、寄宿舎に入舎する児童生徒数が減少傾向にあります。

2 「第二次実施計画」の基本方針

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」策定のため、三重県教育改革推進会議に部会を設置し、特別支援教育を含む様々なテーマについて検討しました。

「三重県教育ビジョン」には、早期からの一貫した支援体制の構築、高等学校における支援の充実、進路指導・就労支援の充実、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実等の特別支援教育の推進に関する取組内容が示され、これに基づき取組が進められています。

このように保育所や幼稚園から高等学校に至るまで、障がいのある児童生徒についての途切れのない支援が求められる中で、児童生徒の支援情報の円滑な引継ぎを行うための体制づくりを引き続き進めるとともに、高等学校における発達障がいのある生徒の支援を充実する必要があります。このため、教員の専門性の向上等を図るとともに、高い専門性を活かした特別支援学校による助言等のセンター的機能*5の充実を図る必要があります。

このことから、地域に根差した学校として、特別支援教育に関する課題に対応するため、特別支援学校の機能を充実・発展させるとともに、以下の視点から整備を進めていきます。

*5 センターの機能

『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）』（中央教育審議会）において、特別支援学校に期待されるセンター的機能として、以下の6点を例示しています。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設整備等の提供機能

(1) 緊急課題への対応

知的障がいに対応する県立特別支援学校では、児童生徒数の増加が続いており、特に、高等部の生徒数の増加が著しく、教室等の確保が難しいなどの過密な状況になっている学校があります。

このため、特別支援学校の適正配置に留意し、既存施設を有効に活用する視点から、改修等による教室の確保に努めるとともに、その準備が整うまで暫定的な校舎の設置や必要な設備などを整備し、教育環境の充実を図ります。

(2) 適正な規模及び配置

県教育委員会では、現在、県立特別支援学校を16校（うち分校3校）設置していますが、そのうちの6校が津市にあります。また、16校全体では、児童生徒数が増加傾向にありますが、減少している学校もあります。

このため、県内全体を視野に入れた県立特別支援学校のあり方や適正な配置について検討し、県立特別支援学校への入学者数が増加傾向にある地域においては、学校の設置等の対応について検討を進めるとともに、入学者数が少ない学校においては、近隣の学校との統合も視野に入れ、適正な規模となるよう整備します。

その際には、既存施設等を有効に活用することを基本としつつ、地域の特性や早期整備の観点から、総合的に検討を進める必要があります。また、障がい種別の特性に応じて、同一障がいの児童生徒による一定規模の集団を確保できるように配慮します。

(3) 高等部の教育の充実

県立特別支援学校高等部への入学者数が増加傾向にあり、また高等部卒業後の進路について、職業的自立や資格取得を目指す生徒が多く、就労を希望する業種なども多様化しています。

このため、県立特別支援学校の整備に際しては、職業コースの導入による特色ある教育課程の編成、外部人材を活用した職場開拓に基づく早期からの職場実習の実施、アセスメントの活用による職種と本人の適性のマッチング等を図るとともに、キャリア教育*6における勤労観・職業観の育成、「個別の教育支援計画」等の活用による卒業後への移行支援にかかる関係機関との連携など、就労を目指した高等部の教育を充実します。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生の

*6 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

心を学ぶことができるよう、交流及び共同学習*7の充実や県立高等学校との連携を視野に入れながら整備を進めます。

(4) 複数障がい種別への対応

県立特別支援学校では、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しており、地域の実情や施設の整備等を踏まえ、複数の障がいへの対応も考慮し、その体制を整えます。

このため、各地域の県立特別支援学校においても、主障がいに係る指導の専門性を維持しつつ、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めるなど、多様な障がいや複数障がいへの対応が可能となるよう、学校全体の体制を整備します。

3 「第二次実施計画」期間の取組

(1) 地域における課題への対応

①東紀州地域

東紀州くろしお学園おわせ分校については、これまでの尾鷲小学校の借用施設から尾鷲高等学校の施設(旧尾鷲工業高等学校校舎)を改修し、平成21年4月に移転し、教育環境の整備を行いました。

しかしながら、熊野市に設置している東紀州くろしお学園本校は、小・中学部が有馬小学校の施設を、高等部が木本小学校の施設を借用しているため、作業学習等で使用する専用の特別教室が不足しているなどの課題があります。また、学校が分散していることにより、センター的機能の一体的な発揮等にも課題がありました。このことから施設面を含めた機能統合についての検討を進めた結果、金山パイロットファーム地内に新たな施設の整備を進めることとしました。平成25年度から、測量調査等を開始し、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を進めます。

*7 交流及び共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。

②中勢、松阪、南勢志摩地域

この地域の県立特別支援学校では、通学に長時間を要する児童生徒がいるため、スクールバスの増便や運行経路の検討を進めてきました。また、知的障がいに対応する玉城わかば学園については、高等部生徒数の増加により教室不足が生じており、今後の増加も見込まれていることから、緊急の対応として暫定校舎を平成23年4月に設置しました。

教室不足等の課題に対応するため、玉城わかば学園の児童生徒の約半数が居住する松阪地域に知的障がいに対応する特別支援学校の整備について検討を重ねた結果、現在の三重中京大学の校地を活用して整備を進めることとしました。平成25年度から、地質調査、校舎設計等を開始し、平成28年度内を目途に施設が完成できるよう整備を進めます。併せて玉城わかば学園の暫定校舎の解消と適正規模化を図ります。

③その他の地域

小・中学校における特別支援学級の児童生徒数が全県的に急増している状況があることから、上記以外の地域においても、今後も高等部生徒数の増加が見込まれるため、今後ともその推移を早期に見極め、対応を検討します。

(2) 特定の課題への対応

①通学時間の改善

児童生徒の通学手段と安全確保、保護者の負担軽減などの視点から、スクールバスの計画的な配備を進めており、平成24年度は通学用スクールバス41台を配備しています。また、高等部を中心に自立や社会参加に必要な力の育成のため、公共交通機関を活用した自力通学を推奨しています。

しかし、通学にスクールバスが必要な児童生徒の中には、長時間に及ぶ通学時間を要する地域に居住する者がいること、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、また、各学校の通学区域が広範囲であること等の課題があります。

今後とも、運行経路の見直しを行いつつ、引き続き通学時間の短縮に向けて、児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。

②盲学校及び聾学校のあり方

盲学校及び聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独立し、センター的機能を十分に発揮していくことが期待されています。

ア) 盲学校のあり方

盲学校は、小学部、中学部への入学希望者が減少していますが、全盲、弱視、視野狭窄等の障がいに対応した県内唯一の視覚障がい教育の専門的機関として、県内の対象児童生徒の就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、センター的機能を積極的に発揮していく必要があります。

高等部及び高等部専攻科*8に在籍する生徒は、そのほとんどが中途障がいの成人で占められています。現状では、弱視等視覚障がい者の就労については、主に按摩、鍼灸、マッサージ等がありますが、盲学校は、その資格取得のための専門機関としての役割を担っています。

このことから、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討していきます。

イ) 聾学校のあり方

聾学校は、聴覚管理、聴覚障がい児の心理状態の把握、学習上生活上の配慮の仕方などについての支援や、研修支援など県内唯一の聴覚障がい教育の専門的機関として、センター的機能の発揮が期待されており、県内各地の保育所及び幼稚園や学校から多くの相談があります。

聴覚障がい児については、特に早期からの支援が重要であり、コミュニケーション能力の向上のためには、手話等によるコミュニケーションが活発にできる集団の確保や相互の交流活動ができる場を用意する必要があります。

また、生徒の自立と社会参加に向け、就労体験の機会を十分に確保し、就労につながる高い専門的な知識や技能が習得できるよう、学校全体の指導体制を整えるとともに、教職員の専門性の向上も重要課題として取り組んでいきます。

*8 専攻科

盲学校においては3年、聾学校においては2年を修業年限として、資格取得のための専門的な学科を設置しています。

③寄宿舎のあり方

これまで、各地域における特別支援学校を整備し、スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実に努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在の盲学校、聾学校、稲葉特別支援学校、城山特別支援学校、度会特別支援学校5校に設置している寄宿舎の統合について検討します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、学校と福祉関係機関との連携による支援や今後のあり方、配置のバランスなどに配慮し、関係者の理解を図りながら、統合の組合せや施設設備の整備について総合的・計画的に、かつ慎重に、検討を進めます。

④医療・福祉等の関係機関との連携

県立特別支援学校には、病院併設校や児童福祉施設が隣接する学校があり、医療・福祉等の関係機関と連携しながら教育と生活を支えています。

今後、これらの学校の中には医療・福祉等の関係機関の統合や整備が計画されているところもあることから、関係機関と連携して取り組むとともに、その進展を見極めながら対応を検討していきます。

(3) 新たな課題への対応

①くわな特別支援学校への対応

くわな特別支援学校は、「第一次実施計画」に基づき、平成24年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、普通教室の不足が生じる可能性があります。

そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。

②杉の子特別支援学校石薬師分校への対応

杉の子特別支援学校石薬師分校は、「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も生徒数の増加が見込まれます。

そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。

③草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う対応

現在、草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園を、「こども心身発達医療センター（仮称）」として津市大里地区に一体的に整備し、隣接する三重病院との一層の機能連携の中で、子どもの「こころ」と「からだ」の育ちの両面に対応する発達支援の拠点とする計画が進んでいます。

あすなろ学園に入院する児童生徒は、治療や支援の内容が多岐にわたるなど高度な専門的医療と個別の教育環境が必要となっており、発達支援を継続するには医療、教育と地域の関係機関との連携が重要であることを踏まえ、「こども心身発達医療センター（仮称）」の一体的整備に伴い、これまで津市立の小中学校分校であったあすなろ分校、城山特別支援学校草の実分校及び緑ヶ丘特別支援学校を一体とした、新たな特別支援学校として再編することとします。

このことによって、新たな特別支援学校が県内の各特別支援学校におけるセンター的機能を牽引する役割を発揮し、県内全域の小中学校や高等学校等の発達障がい*9児や肢体不自由児等の教育支援を進めるとともに、より高度で専門的な医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して対応する総合的な支援ネットワークの構築や研修等の人材育成システムの充実を図ります。

なお、新しい特別支援学校は、「こども心身発達医療センター（仮称）」の開院にあわせて開校します。

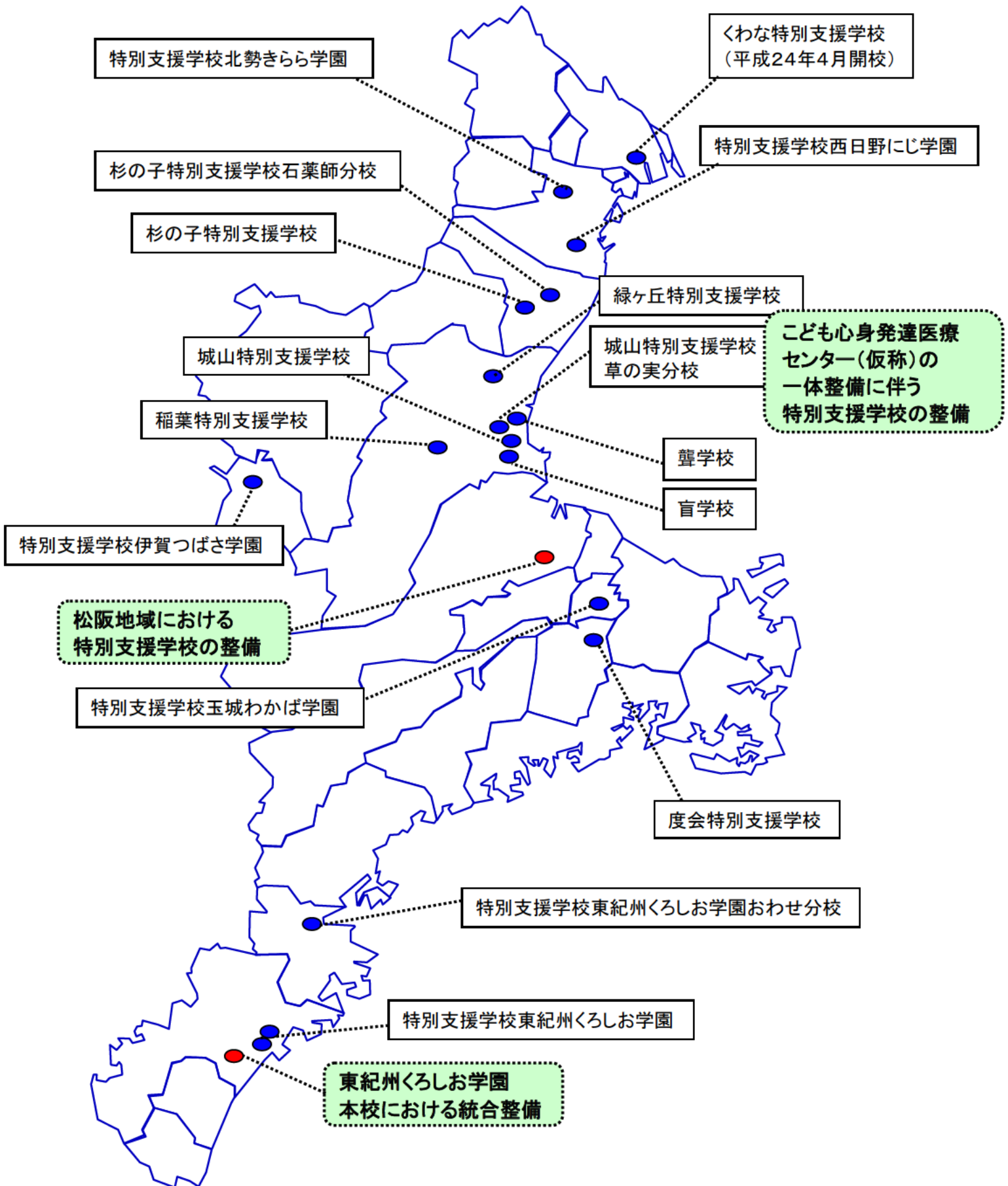
*9 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法の定義による）

県立特別支援学校配置図

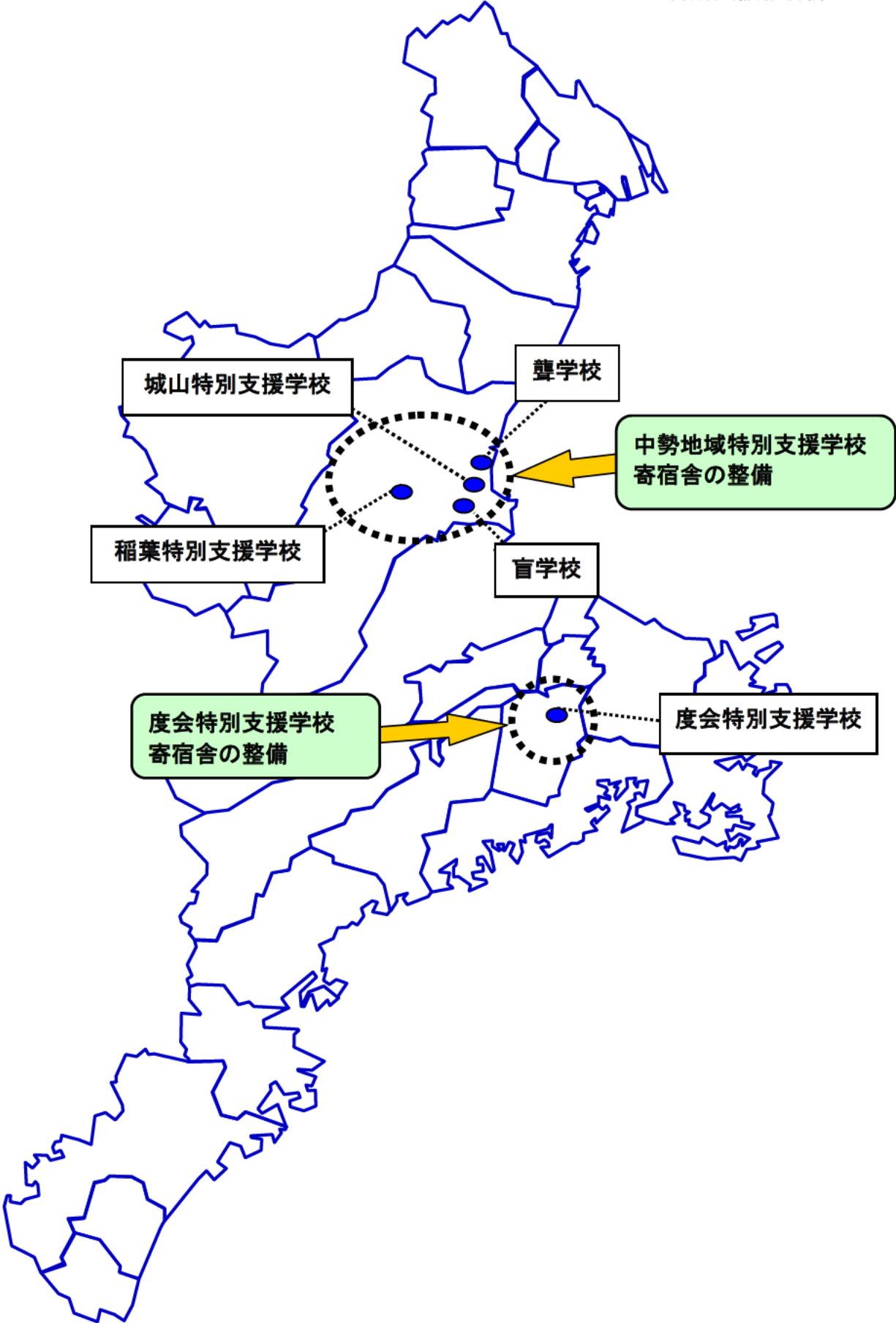
平成25年2月現在

特別支援教育課

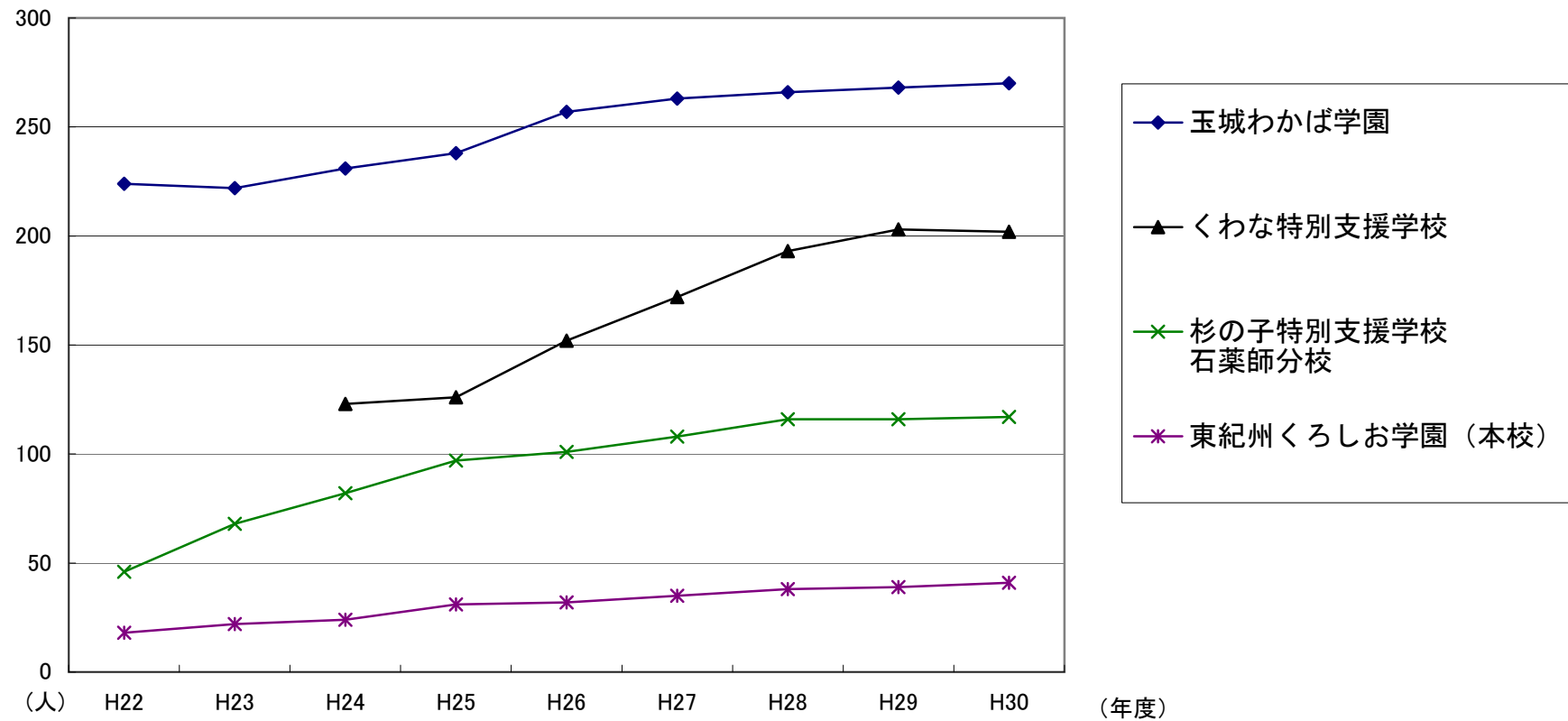


県立特別支援学校寄宿舎配置図

平成25年2月現在
特別支援教育課



第二次実施計画にかかる県立特別支援学校 児童生徒数の推移と今後の見込



県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）に関する意見募集結果

平成24年12月13日（木）ら平成25年1月15日（火）まで、県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）について、パブリックコメントを実施した結果については、次のとおりです。

1 意見の件数

電子メール	ファクシミリ	郵送	合計
30	7	4	41

2 項目別意見数

合計 88件

項 目	件 数
1 はじめに	1
（2）県立高等学校活性化計画	1
2 県立高等学校の現状と課題	5
全般について	2
（2）社会の変化に対応した人材の育成	1
（3）多様なニーズへの対応	2
3 県立高等学校活性化の基本的な考え方	8
全般について	1
（2）自立し他と共に生きる人材の育成	1
（4）適正規模・適正配置の推進による活性化	6
4 活性化のための取組	24
（2）理数教育・英語教育の充実	1
（3）キャリア教育・職業教育の充実	1
（5）特別支援教育の推進	5
（6）外国人生徒教育の充実	5
（7）諸制度に関する今後の方向性	3
①中高一貫教育	(1)
③入学者選抜制度	(2)
（8）教員の資質の向上	6
（9）学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり	3
5 各学科の教育内容の充実による活性化	10
（2）職業系専門学科	7
a 農業に関する学科	(5)
b 工業に関する学科	(2)
（3）総合学科	3
6 県立高等学校の適正規模・適正配置	3
（1）全日制高等学校の適正規模	2
（3）小規模校の適正化	1
7 各地域の県立高等学校活性化の取組	37
（1）基本的な考え方	8
（2）各地域における県立高等学校の活性化	29
① 桑員・四日市地域	(3)
④ 松阪地域	(4)
⑤ 伊勢志摩地域	(1)
⑥ 伊賀地域	(15)
⑦ 東紀州地域	(6)

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
1	1頁 1(2)県立高等学校活性化計画	現状を維持してほしい。 高校の活性化にあたり、記述の主語が、県教育委員会なのか高校かがわかりづらい。また、高校はどういった点で地域へ貢献していくのか。	県立高等学校の活性化にあたっては、現状を維持すべきことは維持しながら、産業構造の変化や学習ニーズの多様化等を踏まえ、必要な取組を新たに進めていくべきであると考えます。 本計画は県教育委員会が策定するものですが、県教育委員会と県立高等学校は主語と述語等の関係ではなく、両者が一体となって活性化を進める視点からの記述としています。 県立高等学校が地域から信頼される存在であり続けるため、各学校の特色を生かして今後さらに活性化していくことについては、各学科の充実、キャリア教育・職業教育の充実、各地域の県立高等学校活性化の取組等の中での記述を踏まえ、これに取り組んでまいります。
2	2頁 2 県立高等学校の現状と課題	学校生活や学業への不適応、地域からの隔絶、自己肯定感をもてないなど、高校生に関してここで取り上げていない現状や課題と対応について、盛り込んでほしい。	本計画は、本県の公立学校教育等に関して目指すべき姿を示した「三重県教育ビジョン（平成22年12月）」を前提に、県立高等学校活性化の具体策を示すものとして策定を進めています。ご意見にあります地域とのつながりや自己肯定感を育む観点等につきましては、すべての学校が取り組むべき課題として「三重県教育ビジョン」に明示されており、本計画においては、これを踏まえ、キャリア教育・職業教育の充実等の具体的な取組において、これに言及しました。今後とも、地域とのつながりや自己肯定感を育むことを重要な視点のひとつととらえ、県立高等学校の活性化に取り組んでまいります。
3	3頁 2(2)社会の変化に対応した人材の育成	3. 11震災後、その復興に対応できる人材が求められていることから、国民的課題である震災からの復興のための文言を追記してはどうか。	ご指摘の視点につきましては、県立高等学校活性化の基本的な考え方のひとつとして、自立し他と共に生きる人材を育成する中で、東日本大震災の経験を踏まえ、広い視点から社会に貢献しようとする人材を育む必要性を記述しました。 震災からの復興を含め、より良い社会を構築しようとする意欲や態度を育成してまいります。
4	3頁 2(3)多様なニーズへの対応	あまりに多様な生徒の進路希望に対応することは現場職員の負担も大きく、非効率な学校運営になる。より専門的な進路指導を受けられる学校の在り方もひとつではないか。教育予算の獲得も重要である。 特別支援教育を高校で展開するにあたり「必要に応じて個別指導の場を設ける」という表現は適切か。	県立高等学校のあり方に関しましては、従前の「県立高等学校再編活性化計画（平成14～23年度）」により、単位制や総合学科の導入、定時制・通信制課程における多部制の導入等といった多様化の推進が図られてきました。本計画では、ご指摘の視点を踏まえつつ、教育内容の質的な向上により焦点をあて、学力の確実な定着、キャリア教育の充実等に取り組んでいくこととしています。多様なニーズへの対応につきましては、ご指摘の教育予算の充実が重要であることを踏まえつつ、取り組んでまいります。 特別支援教育の展開にあたり、個別指導を行うにあたりましては、障がいの特性や実態に応じ、個別指導の必要性を十分に見極めながら行う必要があります。このことを踏まえ、必要に応じて個別指導の場を設け、教育内容・方法の工夫改善を進めてまいります。

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
5	4頁 3 県立高等学校活性化の基本的な考え方	大学等高等教育機関への進路希望等に応じた教育をすることも必要ですが、「自立する力」「共に生きる力」を育むことを一番に考えた高等学校を目指してほしい。	本計画は、子どもたちに育みたい力を「自立する力」と「共に生きる力」の2つに大きく整理した「三重県教育ビジョン（平成22年12月）」を前提にしています。県立高等学校の活性化にあたりましては、ご意見を踏まえ、これら2つの力を育むことを前提として、これに取り組んでまいります。
6	5頁 3(2)自立し他と共に生きる人材の育成	三重県教育ビジョンに記述されているよう、自立し他と共に生きる力の育成として欲しい。	「三重県教育ビジョン」を前提として県立高等学校を活性化していくうえで、本計画では、生徒が社会的・職業的自立に必要な能力や態度等、自立する力と他と共に生きる力を育てることを基本に、こうした力が人材育成に確実につながり、生徒の自己実現や進路実現が図られることを柱のひとつとしています。ご意見を踏まえ、基本理念を大事にしながら、このことが人材育成につながるよう取り組んでまいります。
7	6頁 3(4)適正規模・適正配置の推進による活性化	統廃合や分校化は教育の問題だけでなく地域の活性化に直接関わる問題なので、地域での協議会での協議を大切にするとともに、学校現場の意見も十分に聞いてほしい。 協議会等の前に、学校現場の意見が反映されるよう、十分時間を確保してほしい。	県立高等学校の適正規模・適正配置の推進につきましては、ご意見を踏まえ、地域や学校現場の声をよく聞きながら、生徒にとって魅力ある学習環境を整えてまいります。
8	7頁 4(2)理数教育・英語教育の充実	英語科の充実も高校活性化の大きなテーマであると考えますが、大学進学や就職に確実につなげていく方策がもうひとつ見えてこない。生徒が高校で学習したことが、よりよい進学や就職へとつながるような具体的な施策を望む。	英語科等の普通科系専門学科においては、ご意見を踏まえ、専門性を生かした進路実現につながるよう、生徒の主体的な学習や体験活動の充実を図ってまいります。
9	7頁 4(3)キャリア教育・職業教育の充実	非正規雇用者となる者や早期離職者を減らすためにも、労働者が持つ権利を学習したり、正規労働者と非正規労働者との賃金の差や権利の違いを学習させる必要があるため、より具体的に「労働者の権利学習など」を明記してほしい。	本計画は、本県の公立学校教育等に関して目指すべき姿を示した「三重県教育ビジョン（平成22年12月）」を前提に、県立高等学校活性化の具体策を示すものとして策定を進めています。ご意見にあります働く者の権利についての理解に関しましては、すべての学校が取り組むべき課題として「三重県教育ビジョン」に明示されておりますが、県立高等学校においても学ぶべき具体的な事項であることから、最終案において、働く者の権利や義務についての理解を進める取組にかかる加筆等を行うことを検討いたします。

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
10	10頁 4(5)特別支援教育の推進	外的な関係機関の人員活用や教職員の研修よりも、まずは人的配置の拡充を明記してほしい。	<p>ご意見を踏まえ、小中学校からの支援内容の引き継ぎ体制の強化、一人ひとりの課題の的確な把握を踏まえた指導や支援の充実に努めるとともに、人的配置の拡充について検討してまいります。</p> <p>高等学校への特別支援学級の設置につきましては、ご指摘のように、高等学校の学習指導要領を適用せねばならないという制約等から、大きな課題があります。特別な教育的支援を必要とする子どもたちの学ぶ場のあり方については、特色ある学校づくり等を含むより広い観点から、引き続き検討してまいります。</p> <p>県立高等学校と県立特別支援学校の入学者選抜・入学者選考に関しましては、それぞれの学校の教育課程が異なるため、別々の方法で募集を行っています。一人ひとりの課題を踏まえた望ましい進路選択を重視する観点から、特別支援学校へ出願する場合は、かならず事前に当該学校で教育相談を受けることとしています。高等学校と特別支援学校のいずれが望ましいかを十分見極めて進路選択することを基本に、制度の運用を進めてまいります。</p>
		小中学校に比べて体制整備が遅れているので、学校全体で取り組むために、学校長のリーダーシップが不可欠だ。小中高の連携、一人ひとりの教育ニーズに応じた質の充実に努めてほしい。	
		特別な支援が必要な子どもは高校で学べない実情がある。高校での特別支援学級の設置には学習指導要領のしぼりがあると聞いているが、県独自で対応できるよう議論を進めてほしい。	
		小中高校の連携の一層の強化を進めてもらいたい。また、県立高校と県立特別支援学校との受検制度について、志願変更に対応できるようなシステム変更の検討を進めてもらいたい。	
11	11頁 4(6)外国人生徒教育の充実	<p>外国人生徒支援専門員等の総数が不足しているので、社会的・職業的自立を進めるにあたり、その拡充を明記してほしい。</p> <p>現在、松阪地区では、様々な外国人（児童）生徒を支える教育が進められているが、外国人生徒の進路希望と実際の結果は大きく隔たりがある。また、全日制に合格するのは非常に困難な状況である。教育の機会均等の観点からも、地域の定時制と通信制高校の連携を図り、また、職業系専門学科を設置していただくことによって、外国人生徒や低所得家庭の子どもたちが地域の学校で学び、地域の将来を支えることができることを強く要望する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、各学校の課題に対応した指導や支援ができるよう、外国人生徒支援専門員等を含め、充実のあり方を検討してまいります。</p> <p>定時制課程と通信制課程の連携につきましては、ご意見を踏まえ、連携併修のしくみの効果的な運用等、これの充実に努めてまいります。職業系専門学科の設置につきましては、従前の「県立高等学校再編活性化基本計画（平成14～23年度）」に基づいた専門学科の拠点化の主旨を踏まえながら、学科改編や類型の設置等について、引き続き検討を進めます。</p>

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
12	11頁 4(7)諸制度に関する今後の方向性	<p>「諸制度」の意味がわかりにくいので、「新しいタイプの高等学校の」としてはどうか。入試と教員の資質の向上は、防災の視点を加えて3項目にして「教育諸条件の整備」とか「教育の諸条件の充実」等にしてまとめて別項目立てにした方が分かりやすいのではないか。また、教育ビジョン実現のためには、国や県の既存の制度を活用するという視点だけでなく、制度の課題や制度を打破する視点があってもいいのではないか。</p> <p>「小中高の連携による学校づくり」を「諸制度に関する今後の方向性」に追加する。連携して途切れのない学力向上の取り組みを進めることにより、生き生きとした高校生の姿を通して魅力ある学びの場、高校の姿を小学校、中学校、地域に発信する。</p> <p>「地域に貢献し、支えられる学校づくり」を「諸制度に関する今後の方向性」に追加する。地域には高校生が必要とされ活躍できる場がたくさんあることから、地域との関係を豊かにし、地域における高校の存在価値を高める取り組みを進める。</p>	<p>ご指摘のとおり、高等学校教育に関する制度には、ここに記した3つ以外に、学校評価、転入学・編入学、就学支援等、さまざまなものがあります。本計画では、これらのうち、いくつかの制度については、他の項目の一部として記述しています。この項目におきましては、他の項目に含まずに独立して記述する必要があり、かつ、県立高等学校活性化に関する諸制度について、記述していません。ご意見を踏まえ、既存の制度を前提とするのみならず、今後の制度のあり方を見直す視点も持ちながら、県立高等学校活性化に取り組んでまいります。</p> <p>県立高等学校と小中学校との連携につきましては、県立高等学校の取組として具体的に記述する主旨から、理数教育・英語教育の充実、特別支援教育の推進、中高一貫教育、入学者選抜制度等の項目において記述しています。ご意見を踏まえ、県立高等学校の活性化にかかるさらに広い視野に立ち、小中学校との連携を重視することについて、最終案において県立高等学校活性化の基本的な考え方の中で加筆等を行うことを検討いたします。</p> <p>県立高等学校と地域との関係を豊かにしていくことにつきましては、県立高等学校活性化の基本的な考え方の一つとして、自立し他と共に生きる人材の育成の項目に、地域社会と連携した教育活動の拡充について記述しました。また、県立高等学校の取組として具体的に記述する主旨から、キャリア教育・職業教育の充実、各学科の教育内容の充実による活性化等の項目において、記述しています。ご意見を踏まえ、地域における県立高等学校の存在価値を高めていくための取組を進めてまいります。</p>
13	12頁 4(7)諸制度に関する今後の方向性 ①中高一貫教育	<p>伊賀地域では高校の統廃合が行われるので、貴重な県有財産の活用の観点からも中高一貫教育の実現が可能である。</p>	<p>中高一貫教育につきましては、本県では、平成11年度から連携型中高一貫教育を導入しています。これについては、検証を進めながら、今後のあり方について必要な見直し等を進めてまいります。</p> <p>県立の中等教育学校や併設型中高一貫教育校の設置につきましては、その理念や課題をさらに明確にするとともに、幅広い県民の意見を十分に聞きながら、設置も視野に入れて検討を進めてまいります。</p>
14	13頁 4(7)諸制度に関する今後の方向性 ③入学者選抜制度	<p>現行の前期選抜制度は生徒や保護者にわかりづらい。頑張っている生徒が希望を持てるよう、制度の検証や修正に取り組んでほしい。</p> <p>前期選抜制度は、高校にとっては少しでも優秀な生徒を入学させるための、生徒にとっては少しでも早く入学先を決定するためのものになっている感がある。制度の趣旨が大切にされるよう、お願いしたい。</p>	<p>県立高等学校入学者選抜は、中学生等が目的意識を持って主体的に高等学校を選択し受検するように、各高等学校の学科・コースの特色に応じて実施する前期選抜と、県立高等学校共通の学力検査等による後期選抜の、2つの選抜を基本として実施しています。この制度については、中学生等の進路選択に大きな影響があることから、ご意見を踏まえ、主体的な高等学校選択の趣旨等の観点から慎重に検証し、今後の取組を進めてまいります。</p>

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
15	13頁 4(8)教員の資質の向上	<p>教員の資質向上は大切なことなので、長期休業中の研修等、もっと主体的に研修が受けられるよう環境整備をする必要がある。</p> <p>教員の多忙化が進む中、社会体験研修を進めることは、学校や教員に負担が大きい。長期休業中も会議等がある中で、具象的な進め方を明記してほしい。OJTの充実がパワハラにつながらないか危惧する。</p> <p>学校を離れての研修や、OJTが難しい状況の中で、教員の資質向上の手立てを講じることは、過重労働や子どもと向き合う時間の減少につながりかねないので、具体的な手立てを検討していくことも明記してほしい。</p>	<p>県立高等学校の活性化を進めるにあたっては、教員の果たす役割が大きく、ご指摘のように、教員の資質の向上が必要です。他方で、高等学校が対応すべき課題は多様になってきており、教員が学校を離れて研修に参加することが難しくなっている現状があります。このことから、ご意見を踏まえ、学校現場でのOJTにより適切に資質向上が図られることを含み、研修等のしくみや内容の見直しを進めながら、これの充実を図ってまいります。</p> <p>加えて、ご意見を踏まえ、具体的な手立てを検討していきます。このことにかかり、最終案において、資質向上の具体的なあり方について検討することの加筆等を行うことを検討いたします。</p>
16	13頁 4(9)学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり	<p>副校長等の新しい職の設置は必要性を十分議論しないと現場がかき乱され、教員間の協力・協働が阻害される可能性がある。</p> <p>現状の学校組織で副校長などの新しい職を置くことについては、学校マネジメント全体との整合性を図らないと役職が増えるだけになることを危惧する。</p> <p>学校現場では、教員個々のマンパワーに頼る部分が大きく、組織として教員個々の力が引き出されるようなマネジメントの仕組みが必要である。三重県型「学校経営品質」の考え方をベースとした学校マネジメントに、その機能を期待する。</p>	<p>学校教育法の改正により設置が可能となった副校長、主幹教諭、指導教諭につきましては、ご意見を踏まえ、学校の組織運営や指導体制の充実につながるよう、配置することについて検討を進めます。</p> <p>学校マネジメントの充実につきましては、ご意見を踏まえ、対話と気づきを重視する三重県型「学校経営品質」の考え方をベースに、各県立高等学校が今後さらに活性化していくため、これに取り組んでまいります。</p>
17	17頁 5(2)職業系専門学科 a 農業に関する学科	<p>農業に関する学科では、食料生産等の分野についての記述がありますが、農業土木に関しては記述がありません。農業土木は、農業基盤を確立し維持していく上で無くてはならないものです。農業土木についても、具体的に記述してほしい。</p> <p>さらに、その内容として、地域連携、地域プランニングを追加してほしい。</p>	<p>農業、工業等の専門学科の中の諸分野については、表記上すべての分野を記述せず、「等」として包括的に記述しています。しかしながら、農業土木に関係する分野については、ご意見にあるように、この学科の教育内容の充実による活性化に結びつき、かつ、この学科の教育の中で大きな比重を占めていることから、最終案において加筆等を行うことを検討いたします。</p> <p>なお、具体的な分野名の記述の有無にかかわらず、ご意見を踏まえ、各学科の中の諸分野の教育にしっかりと取り組んでまいります。</p>
18	18頁 5(2)職業系専門学科 b 工業に関する学科	<p>工業に関する学科では、機械等の分野についての記述がありますが、土木に関しては記述がありません。土木は、私たちが生活していく上で無くてはならないものです。土木についても、具体的に記述してほしい。</p>	<p>農業、工業等の専門学科の中の諸分野については、表記上すべての分野を記述せず、「等」として包括的に記述しています。しかしながら、土木に関係する分野については、ご意見にあるように、この学科の教育内容の充実による活性化に結びついていきます。具体的な分野名の記述の有無にかかわらず、ご意見を踏まえ、各学科の中の諸分野の教育にしっかりと取り組んでまいります。</p>

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
19	22頁 5(3)総合学科	「産業社会と人間」については、その内容の点検と見直しをすべきではないか。「産業社会と人間」だけでなく、「総合的な学習の時間」との系統性・連続性を踏まえて見直すべきではないか。	ご意見を踏まえ、「総合的な学習の時間」を含めた系統的な取組の必要性等について、最終案において加筆等を行うことを検討いたします。
20	22頁 6 県立高等学校の適正規模・適正配置 (1)全日制高等学校の適正規模	学校の消失は、地域の衰退につながる。全県下において、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの輝く未来づくりが進むように、適正規模・適正配置を進めてほしい。	県立高等学校の適正規模・適正配置の推進につきましては、ご意見を踏まえ、生徒にとって魅力ある学習環境を整え、学校の活力の維持や充実を図っていく観点を主眼としながら、保護者や地元関係者等からなる協議会をはじめ、地域や学校現場の声をよく聞き、これを進めてまいります。
21	23頁 6 県立高等学校の適正規模・適正配置 (3)小規模校の適正化	3学級以上の学校は統合する必要はないと考える。統廃合を考える場合は、地域全体のニーズを把握してほしい。生徒の通学の利便性も考慮してほしい。	県立高等学校の適正規模については、生徒にとって魅力ある学習環境を整えるとともに、学校の活力の維持や充実を図っていく観点から、各学校の設置の目的、学科・コースの設置状況、求められる学習ニーズや教育内容に応じたものとしていくことを基本とする必要があります。そのうえで、引き続き原則として1学年3学級以上8学級以下を適正規模とし、ご意見を踏まえ地域のニーズや通学の利便性等を考慮しながら、適正化を進めてまいります。
22	24頁 7 各地域の県立高等学校活性化の取組 (1)基本的な考え方	<p>高校の特色化を進めることが学校間格差につながらないよう、各学校への支援や学校間連携に係る環境整備の視点が必要である。</p> <p>統廃合や分校化は地元や学校現場と十分話し合って丁寧な協議を行うことを明記してほしい。特に高校が無くなる地域の子供への影響を配慮して進めてほしい。</p> <p>統廃合や分校化に伴う長距離通学等にかかる負担や困難に関して、必要な支援を議論することを明記してほしい。</p>	<p>県立高等学校の特色化につきましては、ご意見を踏まえ、すべての県立高等学校の活性化を進める視点から、生徒にとって魅力ある学習環境を整えてまいります。</p> <p>統廃合や分校化を含む県立高等学校の適正規模・適正配置の推進に関しましては、県立高等学校活性化の基本的な考え方として、地域の声を聞くため協議会等での協議を踏まえることを明示しています。</p> <p>長距離通学等への対応につきましては、本計画が前提としている「三重県教育ビジョン（平成22年12月）」においてこれを検討していることを踏まえ、対応してまいります。</p>
23	24頁 7 各地域の県立高等学校活性化の取組 (2)各地域における県立高等学校の活性化 ①桑員・四日市地域	<p>四日市市の笹川に外国人生徒が多く、高校に行きたくても行けない生徒が多いので、四日市四郷高校に外国人を受け入れるクラスを作ってほしい。</p> <p>飯野高校のように、四日市市でも外国人生徒の教育をサポートできる体制を築く必要がある。</p>	<p>県立高等学校入学者選抜においては、英語関連学科等において、外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を実施しています。</p> <p>本計画は、県立高等学校の活性化にかかり教育内容の質的向上等のために注力していく事項を中心に記述しており、入学者選抜制度の詳細な内容については記していませんが、ご意見については、今後の検討を行っていく際の参考とさせていただきます。</p>

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
24	28頁 7 各地域の 県立高等学校活性化 の取組 (2)各地域における 県立高等学校の活性化 ④松阪地域	<p>学校規模を重視するがため、地域の核となる高校がなくなり、地域と結びついた教育ができなくなる。遠距離通学により経済的負担が増し、時間的にも余裕がなくなることで、近距離通学生との差が生じ、教育の機会均等に反することになる。今後、2学級を割っても地域に残す制度を検討すべきである。</p> <p>過疎地域にある総合学科については、専門性を重視する余り、基礎学力や大学進学に対応する学力がつきにくい問題がある。大学卒業後に地元に戻って活躍できる学力をつける科を作ってもよいのではないか。すべての生徒が安心して進学できる総合学科を望む。</p> <p>学区の縛りが無くなり、生徒を地域からより遠い学校へと向かわせ、地域の活性化にも影響が出ている。普通科への進学の範囲を以前のようにある程度制限し、地域間格差を生じない施策を望む。</p>	<p>地域において高等学校の果たす役割は十分認識していますが、一方で、高等学校は、社会の変化に対応し、自立した社会人として社会参画するために必要な力を育成する役割があることから、進路実現や自己実現が確実に図られるよう、各学校が学校の特色に応じた適正な規模を維持し、学習活動や部活動等が十分に保障される環境も、整えていかねばなりません。全国的には多くの教育委員会が高等学校の適正規模を1学年4学級以上8学級以下としていますが、本県では、南北に長い地理的条件等を踏まえ、1学年3学級以上8学級以下としています。</p> <p>当地域において総合学科を設置している昴学園高等学校の活性化につきましては、有識者や教育関係者等からなる協議会を設置し、今後のあり方について検討しています。ご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>三重県立高等学校の通学区域につきましては、県内を北部・中部・南部の3つの学区に区分し、保護者の居住する住所の属する学区又は当該学区に隣接する学区内の高等学校へ出願することとしています。このことに関しましては、生徒の自由な選択をより重視する立場から学区の設定を望ましくないものとする意見がある一方で、ご指摘のように、地域の子どもたちは地域で育てるという観点から学区の必要性をより重視すべきとの意見があるところです。これらのご意見を踏まえ、今後も、通学区域のあり方を検討してまいります。</p>
25	28頁 7 各地域の 県立高等学校活性化 の取組 (2)各地域における 県立高等学校の活性化 ⑤伊勢志摩地域	<p>郡部の小規模校のために、伊勢市内の高校の定数を減らすことはしないでほしい。南勢地区の中学生は伊勢市内の高校に出てきたいと希望している。小規模校では学校行事などダイナミックな取組は不可能である。また、県立しま総合高校を設立し、様々な生徒を受け入れる新タイプの高校設立も考慮すべきである。1クラスの定数は35名にすべきである。</p>	<p>伊勢志摩地域の県立高等学校の適正規模・適性配置につきましては、有識者や地域の教育関係者等からなる協議会を設置し、今後のあり方について検討しています。ご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>高等学校の1クラスの人数につきましては、国の学級編制基準に基づき、40人を基本としています。</p>

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
26	29頁 7 各地域の 県立高等学校活性化 の取組 (2)各地域における 県立高等学校の活性 化 ⑥伊賀地域	<p>伊賀地域高等学校活性化推進協議会の進め方には課題があったが、統合の該当学年の生徒・保護者の不安を取り除くために、早期に統合を決定することは必要である。統合する学校の生徒の学習環境は、県が予算的にも守るべきである。新校の設置場所は、教室数、校内ネットワークの確立等から、名張西高校が適当である。</p> <p>平成27年度中学校卒業予定者数の予測からは、名張3校を存続するのは無理があることから、協議会の平成28年度統合案で致し方ないと思う。新高校の学校像案では、進学特化のコースが文系と理系を合わせた形となっているが、上野高校に理数科があるので、文系の特進コースにしてはどうか。他の学級については、検討されている案で良いと思う。</p> <p>平成28年度の名張西高校と名張桔梗丘高校2校の統合には賛成で、5年早くやってもよかった。1学年3、4学級の小規模校ではなく、人間的に成長できる教育効果を図ることができる環境を整えることが必要である。</p> <p>伊賀地域では、国立4年制大学をめざす子どもたちが地域から遠く離れた高校へ進学するケースが多くなっていることから、地元で学べることを基本に、伊賀地域で大学進学をめざす子どもたちの希望が叶う高校のあり方を、引き続き検討してほしい。</p> <p>名張2校の統合は、地域の関係者が入った協議会で議論をして出した方向性であるにも関わらず、名張市議会の一部議員が統合を阻む要望書を出したと聞いたが、言語道断である。高校を出て、大学へ行っても、やがて地元に戻って働こうとする場を作るのが、市や市議会の役割である。高校の活性化は、学校を設置する教育委員会もさることながら、地域の果たす役割、支援も不可欠である。</p> <p>名張桔梗丘高校と名張西高校の統合にあたっての新校の設置場所の選択は、学習環境を重視して決定すべきである。現在の両校の生徒や中学生の意見を重視し、学習者起点で決定すべきである。利用しなくなる校地については、転用のしやすさを考慮すべきである。</p> <p>新校の設置場所は、建物の老朽化、耐震状況、教室数、空調設備、静かな学習環境等を踏まえ、総合的な判断をしてほしい。名張西高校が適している。</p>	<p>伊賀地域の県立高等学校の活性化に関しましては、ご意見を踏まえ、名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校について、平成28年度を目途に1校に統合し、それぞれの特色を併せもち、生徒・保護者にとって魅力ある、活力ある学校づくりを行いたいと考えます。新しい学校の学校像につきましては、いただいたご意見も参考にさせていただき、伊賀地域高等学校活性化推進協議会をはじめ、地域や関係者等の声を聞きながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>統合後の新しい学校の設置場所につきましては、ご意見を踏まえ、望ましい学習環境を整備する観点を重視しつつ、多様な視点から総合的に検討し、決定してまいります。</p> <p>ご意見にある伊賀地域の総合学科のあり方に関して、これまでの協議会での検討におきましては、1学年2学級をコンセプトとして設置したあけぼの学園高等学校について、多様な生徒にきめ細かな指導をして成果をあげていることから、当面は存続が望ましいとされました。こうした声を参考にしながら、長期的な視野に立ち、今後の伊賀地域全体の高等学校のあり方について、継続して検討します。あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、内容面の特色化・魅力化を図ってまいります。</p>

県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）パブリックコメント項目別回答（案）

番号	項目	意見	回答
	(26)の続き	<p>新校の設置場所の選定は、地域と地域の対立とならないよう、決定的な利点を見つけてほしい。比較する際は、跡地利用も検討材料としてほしい。また、この跡地で中高一貫校の設立を具体的に検討してほしい。</p> <p>伊賀地区の総合学科の2校の成果をどのように把握しているか。また、あけぼの学園高校は1学年2学級の小規模校で、廃校もやむを得ないと思うがどうか。</p>	
27	<p>30頁 7 各地域の県立高等学校活性化の取組 (2)各地域における県立高等学校の活性化 ⑦東紀州地域</p>	<p>木本高校と紀南高校の統合は保護者や地域の意見を聴きながら時間をかけて論議してほしい。また、地域協議会での会議内容の情報発信もお願いしたい。統合にあたっては、両校の良さを引き継ぐとともに、地域の全ての生徒の進路実現ができるよう、定時制を設けてほしい。</p> <p>少子化に伴い統合を受け入れなければならない現実はあるが、2校を統合するのであれば、中味の充実と合わせて新しい校舎を新設していただきたい。</p> <p>2校を存続してほしい。そのために魅力ある学校、特色ある学校づくりを進め、他地域からも進学するような学校にしてほしい。</p> <p>計画の内容に賛成である。少子化の中、子どもたちのことを第一に考え、進路選択が保障され、活発な高校生活を送れることが大切だ。</p>	<p>紀南地域の県立高等学校の活性化に関しましては、ご意見を踏まえ、木本高等学校は1学年5学級以上、紀南高等学校は1学年2学級以上の学校として併置し、地域の声を聞きながら、内容面の特色化・魅力化を図ります。将来的に、いずれかの学校がこの規模を維持できなくなった場合は、両校を統合することとし、統合の進め方、統合後の学校のあり方については、地域への情報発信や、地域からの声の聞き取りを行いながら、生徒にとって魅力ある学習環境を整えてまいります。</p>

資料 3—3

別冊 2

県立高等学校活性化計画（仮称）
（最終案）

平成25年2月
三重県教育委員会

目 次

1	はじめに	・・・	1
	(1) 県立高等学校再編活性化計画の経緯		
	(2) 県立高等学校活性化計画		
	(3) 計画期間		
2	県立高等学校の現状と課題	・・・	2
	(1) 学力等の育成		
	(2) 社会の変化に対応した人材の育成		
	(3) 多様なニーズへの対応		
	(4) 中学校卒業生数の変化への対応		
3	県立高等学校活性化の基本的な考え方	・・・	4
	(1) 教育の質の保証		
	(2) 自立し他と共に生きる人材の育成		
	(3) 多様なニーズに応える教育		
	(4) 適正規模・適正配置の推進による活性化		
4	活性化のための取組	・・・	6
	(1) 各学科の充実		
	(2) 理数教育・英語教育の充実		
	(3) キャリア教育・職業教育の充実		
	(4) 定時制課程・通信制課程の充実		
	(5) 特別支援教育の推進		
	(6) 外国人生徒教育の充実		
	(7) 諸制度に関する今後の方向性		
	①中高一貫教育		
	②単位制		
	③入学者選抜制度		
	(8) 教員の資質の向上		
	(9) 学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり		
5	各学科の教育内容の充実による活性化	・・・	15
	(1) 普通科・普通系専門学科		
	(2) 職業系専門学科		
	a 農業に関する学科		
	b 工業に関する学科		
	c 商業に関する学科		
	d 水産に関する学科		

- e 家庭に関する学科
- f 看護に関する学科
- g 情報に関する学科
- h 福祉に関する学科

(3) 総合学科

6 県立高等学校の適正規模・適正配置 ・・・ 2 3

(1) 全日制高等学校の適正規模

(2) 大規模校の適正化

(3) 小規模校の適正化

(4) 適正配置

7 各地域の県立高等学校活性化の取組 ・・・ 2 4

(1) 基本的な考え方

(2) 各地域における県立高等学校の活性化

① 桑員・四日市地域

② 鈴鹿・亀山地域

③ 津地域

④ 松阪地域

⑤ 伊勢志摩地域

⑥ 伊賀地域

⑦ 東紀州地域

資料 「県立高等学校の教育課程による分類」 ・・・ 3 2

「三重県中学校卒業生の推移と予測」 ・・・ 3 3

1 はじめに

(1) 県立高等学校再編活性化計画の経緯

本県では、平成14年度から23年度までを計画期間とする「県立高等学校再編活性化基本計画」に基づき、進行する少子化を教育の環境、条件、内容面における質的向上を図る機会ととらえ、県立高等学校の特色化・魅力化や、専門学科*1の拠点化*2をはじめとする適正規模・適正配置を進めてきました。

この間、計画期間を3期（平成14～16年度、平成17～19年度、平成20～23年度）に分けて「実施計画」を策定、公表するとともに、具体的な計画の推進については、各地域に保護者や地元関係者等からなる「協議会」を設置し、活性化に向けた方策を協議しながら進めてきました。

この「基本計画」と「実施計画」による取組を踏まえ、新たな本計画へと取組を引き継いでいきます。

(2) 県立高等学校活性化計画

産業構造や就業構造等、社会全体が急激に変化し、学習ニーズが一層多様化するなど、高校教育を取り巻く環境は大きな変化を続けています。また、県全体の少子化も引き続き進んでいます。

このような状況のなか、各県立高等学校の施設や設備等の環境、及び教職員配置等の条件の改善を引き続き目指すとともに、教育内容の質的向上が図られ、活力ある教育活動が展開されるよう、あらゆる施策や取組を通して、活性化に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、県立高等学校がこれからも生徒にとって希望や高い志を持っていきいきと学ぶことができる場であるとともに、地域から信頼される存在であり続けられるよう、各学校の特色を生かして今後さらに活性化していくための計画を、ここに

*1 専門学科

各分野における専門的な知識・技術を身につけるための学科であり、高等学校には次の学科を設置することができる。

農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉・理数・体育・音楽・美術・外国語・国際関係に関する学科、その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

これらの学科では、原則として専門教科・科目を25単位以上履修する。

*2 専門学科の拠点化

専門教育の拠点となる学校をつくるべく、学科の整理・統合を行うこと。

策定します。なお、県立高等学校の適正規模・適正配置を推進することも活性化のための重要な手段であるにとらえるとともに、従前の「基本計画」と「実施計画」の両方の内容を含むものとして、計画の名称を「県立高等学校活性化計画」とします。児童生徒、義務教育関係者、保護者等からの県立高等学校への理解を深めることを最も重視して、この計画を広く示します。

(3) 計画期間

県立高等学校活性化計画は、長期的な視野を持って取組を推進していくことから、およそ10年先を見据えたうえでの5年間（平成24年度から平成28年度まで）の計画とします。

なお、社会の変化や教育をとりまく状況の変化により、必要に応じて見直しを行います。

2 県立高等学校の現状と課題

県立高等学校には、全日制課程を55校に、定時制課程を13校に、通信制課程を2校に設置しており、普通科、専門学科、総合学科の割合は、およそ6：3：1となっています。進路状況については、大学等高等教育機関への進学が約66%、就職等が約34%（平成24年5月1日高校教育課調べ）となっています。

高等学校は、中学校で行われる普通教育を基礎として、大学等高等教育機関への進学や就職にあたって必要とされる力を身につけるための高度な普通教育と、職業への準備として専門的な知識・技能を身につけるための専門教育を行う役割が期待されています。一方で、県内の中学校卒業者の高等学校等進学率は98.4%（平成23年度卒業生）に達しており、義務教育に近い側面を持っています。このことから、高等学校は、進学や就職といった進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼすべての者が社会で生きていくために必要な力を共通して身につけることができる教育機関であると位置づけることができます。他方で、高校教育に対するニーズは、進路面だけではなくることのできない多様なものとなっており、これに応える教育の実現が求められています。

(1) 学力等の育成

これからの激動の時代を主体的かつ創造的に生き、また社会に参画してその発展を支え、他者と共に人生を豊かなものにできるよう、必要な学力を育むことが求められています。高校教育では、生徒の興味・関心や多様な進路希望等に適切に応えるとともに、社会の変化に的確かつ柔軟に対応する必要があることから、各高等学校が創意工夫しながら特色ある教育活動を展開するなかで、基礎的・基本的な知識・技能の確

実な習得、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を図ることが一層重要となります。

さらに、高校教育には、生徒が自己探求と自己実現に努め豊かな人間性や社会性を身につけられるよう、総合的な人間教育の場としての役割を果たすことも求められています。

(2) 社会の変化に対応した人材の育成

少子化・高齢化の進行、地域コミュニティの変化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、経済構造の変化等、社会が大きく変化しています。とりわけ、若者の社会的・職業的自立に関して、非正規雇用が増えていること、早期離職者が依然として多いこと、将来働くことについて不安を感じている者が多いこと等の課題が指摘されています。これらは、本質的にはわが国をあげて取り組むべき課題ですが、高等学校における人材育成にも大きな期待が寄せられています。

(3) 多様なニーズへの対応

高等学校に求められる教育内容は、大学等高等教育機関への進学希望の実現に向けた指導、就職等に必要な専門教育、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教育等、さまざまであり、これらのニーズに応えるため、各高等学校において、生徒の能力や適性、興味や関心、進路希望等に応じた教育を実現することが必要です。

また、現在、高等学校には、発達障がいのある生徒や日本語指導が必要な外国人生徒をはじめ、特別な教育的支援を必要とする生徒が多く在籍しています。さらに、経済的理由により修学が困難な生徒等、高等学校で学ぶにあたりさまざまな課題を有する生徒もいます。こうした生徒が安心して学校生活を送り、学習を効果的に進められるよう、今後、必要に応じて個別指導の場を設けるなど、各高等学校の課題に応じた教育環境の整備や教育内容・方法の工夫改善を進めるとともに、支援の充実を図ることが必要です。

(4) 中学校卒業生数の変化への対応

本県の中学校卒業生数は、平成14年3月から平成24年3月までの10年間で約2,900人減少しました。これに伴い、県立高等学校の第1学年の募集定員総数もこの間に2,320人(58学級)の減となりました。今後も中学校卒業生数の減少傾向は続き、平成24年3月から平成29年3月までの5年間で約700人、平成29年3月から平成33年3月までの4年間でさらに約1,800人少なくなることが予測されています。

< 中学校卒業生数の推移と予測（見込み） >

（平成24年5月1日 教育総務課調べ）

卒業年月	平成14年3月	平成24年3月	平成29年3月	平成33年3月
中学校卒業生数(人)	21,117	18,224	17,503	15,719
対 比		▲2,893	▲721	▲1,784

※ 平成29年3月と平成33年3月については社会増減を含む予測値

県内を地域別に見ると、中学校卒業生数が一時的に増加する地域がある一方、減少が進む地域があり、地域によって大きな差が見られます。（巻末資料参照）

中学校卒業生数が一時的に増加する地域では、県立高等学校の適正規模、地域全体における課程・学科・コース*1・類型*2の適正な配置等の視点から、学級増を行う必要があります。

一方、中学校卒業生数の減少が進む地域では、減少に対応して学級数を減らすと、小規模校が増加し、生徒の学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設が困難になるとともに、生徒が集団のなかで切磋琢磨しながら学習活動や学校行事、部活動を十分に行うことができにくくなるなどの問題が生じます。こうした地域では、県立高等学校の統廃合も視野に入れ、適正な学校規模を保つことによって、各学校の学習環境を整えていくことが必要です。

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方

県教育委員会は、平成22年12月に、本県の公立学校教育、社会教育、スポーツに関することと、これに関係した多様な主体に係る分野の教育について、目指すべき姿を示す新しい指針として、「三重県教育ビジョン」を策定しました。そのなかで、子どもたちに育みたい力を「自立する力（輝く未来を拓く力）」と「共に生きる力（共に生きる未来を創る力）」の2つに大きく整理しました。

これを踏まえ、県立高等学校では、家庭、地域、小中学校や大学等高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携し、学力と社会への参画力の育成、豊かな心の育成、

*1 コース

学科のなかに複数の教育課程を設置し、入学する段階でそれぞれの募集定員を定めるものをいう。「国際科学」「福祉」「情報」「文化教養（吹奏楽）」等。

*2 類型

学科のなかに複数の教育課程を設置し、入学後、生徒が希望等に応じて選択する。一般的には「コース」と呼ぶ場合があるが、入学する段階で募集定員として定められているものではないため、「コース」とは区別する。「国際」「情報」「キャリアアップ」「モータースポーツ」等。

健やかな体の育成、信頼される学校づくりに取り組んでいます。この県立高等学校活性化計画では、このことを前提に、県立高等学校の活性化に係る今後のあり方についての考え方や具体策を示し、これを推進していきます。その基本的な考え方を、以下に示します。

(1) 教育の質の保証

高等学校は、進学や就職といった進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼすべての者が社会で生きていくために必要な力を共通して身につけることができる教育機関であると位置づけられます。このことから、学ぶすべての生徒が共通に習得すべき教育内容を検討していく必要性が指摘されており、「質の保証」が議論されています。これを踏まえ、県立高等学校では、「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つを重要な要素とする学力の確実な定着を進めます。

(2) 自立し他と共に生きる人材の育成

社会の変化に対応し、自立した社会人として人生を設計し積極的に社会参画できる人材、郷土への愛着を持ち地域の存続や発展を支える人材、グローバルな視野に立って主体的に行動する能力や態度を身につけた人材、情報を有効に利活用して自分や周りのために役立てられる人材等、自立する力と共に生きる力を育てることを基本に、人材の育成を推進していきます。とりわけ、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育むキャリア教育*1を重視し、教育活動全体を通して、体系的にこれを推進することを目指します。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、地域社会と連携した教育活動を拡充すること等を通し、広く社会に貢献し、より良い社会を構築しようとする意欲や態度を育て、それを実際の行動に結びつけることができる人材の育成を推進します。

(3) 多様なニーズに応える教育

高等学校で学ぶ生徒の意欲や目的意識、興味・関心、進路希望等は多様であり、大学等高等教育機関への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、義務教育段階の学習内容の確実な定着の機会を求める生徒等、さまざまな学習ニーズが存在しています。

*1 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

各県立高等学校は、在籍する生徒の学習ニーズに対応し、大学等高等教育機関や地域との連携、学校を越えて共に学ぶ機会の創出等を通して、教育内容の充実を図ります。さらに、義務教育段階の学習内容の定着を目的とした教科・科目の開設等により教育課程の弾力化を進めるとともに、協同学習*1の手法や情報機器等を活用した対話型の学びなど、具体的な取組を通して、多様なニーズに的確に応えていきます。

発達障がいのある生徒や日本語指導が必要な外国人生徒等、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応に関しては、各県立高等学校の課題に対応して教育環境の整備や教育内容・方法の工夫改善を図り、一人ひとりの自己実現や進路実現を進めます。さらに、修学支援制度等、高等学校で学ぶにあたり課題を有する生徒への支援の充実に努めます。

(4) 適正規模・適正配置の推進による活性化

中学校卒業生数の今後の変化、とりわけ平成24年3月から平成33年3月までに卒業生数が約2,500人減少することを踏まえ、県立高等学校の統廃合を視野に入れ、適正な学校規模を保つことによって、各学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、学習環境を整えていきます。

本計画においては、こうした適正規模・適正配置の推進を各県立高等学校の活力の維持や充実を図るための手段ととらえ、今後も、地域に根ざした学校づくりの観点から、協議会等での協議を踏まえて、県立高等学校の活性化を進めます。

4 活性化のための取組

「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」を踏まえ、活性化を具体的に進めるにあたっては、現状を検証するとともに、見直し等を行いながら、必要な取組を進めます。

(1) 各学科の充実

県立高等学校の活性化を進めるにあたっては、学力や社会への参画力の育成等を図るうえで、各学科の教育内容の充実が重要です。本計画では、高等学校の学科を、「普

*1 協同学習

グループ学習での「学び合い」を通じて生徒が能動的に授業に参加する形態の学習。学力の向上とともに、コミュニケーション力や自己肯定感の育成を目指す。

通科及び普通科系専門学科*1」「職業系専門学科*2」「総合学科」の3つに大きく分類したうえで、そのそれぞれについて、社会の変化や多様なニーズへの対応の必要性を踏まえ、充実の方向を示します。

「普通科及び普通科系専門学科」には、大学等高等教育機関への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、義務教育段階の学習内容の確実な定着の機会を求める生徒等、さまざまな学習ニーズが存在していることを踏まえ、一人ひとりの目標達成に向けて、各学校の現状に応じた活性化の取組を行います。

「職業系専門学科」では、社会の変化や職業教育への期待、地域のニーズ等を把握して教育内容に反映し、学習した成果をより一層進路実現に生かすことを目指します。また、産業構造や就業構造の急激な変化に対応するため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、総合的な知識や課題を解決する力、人間関係形成力を育成します。

「総合学科」では、一人ひとりが幅広い選択科目のなかから進路希望や適性等に応じて学びたい科目を選択し、主体的に学習できるしくみを十分活かすことができるよう、科目選択等に係るガイダンスの一層の充実を図るとともに、学校の実態、生徒や地域のニーズに応じて系列*3の見直し等を進めます。

各学科の充実の詳細については、「5 各学科の教育内容の充実による活性化」で示します。

(2) 理数教育・英語教育の充実

グローバルな舞台で活躍できる人材が求められるなか、高度な理数教育や実践的英

*1 普通科系専門学科

本計画では、「専門学科」のうち、職業に関する学科以外の学科（理数科、体育科、英語科、国際科学科、応用デザイン科等）を、「普通科系専門学科」と呼ぶ。

*2 職業系専門学科

本計画では、「専門学科」のうち、職業に関する学科（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉に関する学科）を、「職業系専門学科」と呼ぶ。

*3 系列

総合学科において、生徒の多様な興味・関心等に応え幅広い進路選択が可能となるよう、各学校が開設する科目群。生徒が科目選択を行うにあたり、ある程度まとまりのある学習や、進路実現に沿った科目履修ができるよう、体系性や専門性等において関連する科目を科目群としてまとめたもの。

語コミュニケーション能力の育成を進めるため、県立高等学校が文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）やスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（SELHi）の指定を受け、こうした力の育成に取り組んできました。

今後は、理数教育及び英語教育のさらなる充実に向け、大学等高等教育機関、小中学校、企業との連携のもと、先進的・発展的な理数教育や英語教育に取り組む中核的拠点となる学校を定め、科学オリンピック大会への参加や留学への支援、教科指導の中核となる教員の養成等を行うとともに、これらの成果を各学校に普及します。

（3）キャリア教育・職業教育の充実

社会的・職業的自立に必要な能力や態度*1を育むため、すべての県立高等学校において、人間関係形成に必要なコミュニケーション力や、人生のさまざまな場面や状況で課題に対応する力、適切に将来設計する力等を育成するキャリア教育に体系的に取り組めます。

各学校においては、早期離職の状況等、学校ごとの課題に応じて、入学から卒業までのキャリア教育プログラムを策定し、各教科、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じた取組を拡充します。具体的には、働くことは自己実現や社会貢献につながることに、仲間を大切にすべきこと等を伝えるとともに、自己実現のために重要な自己肯定感を育む取組、目標設定や現状分析をもとにした行動計画の作成等を通して自己管理能力を育む取組、将来的なキャリアデザインを描く取組、チームワークやコミュニケーションスキルの育成を通して良好な人間関係をつくる力をつける取組、働く者の権利や義務についての理解を進める取組、卒業生や地域の方々から職業や生き方について直接学ぶ取組、職業や大学等高等教育機関について体験的に学習する取組等を進めます。これらのうち、事業所等において実際に職業を体験するインターンシップ*2は、社会や職業に対する認識を深め、学ぶことの重要性を

*1 社会的・職業的自立に必要な能力や態度

キャリア教育において、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行のために必要な基礎的・汎用的能力は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」と整理される。

*2 インターンシップ

事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の就業体験。高等学校学習指導要領には、「地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする」とある。

感じとるうえで非常に効果的であり、普通科・専門学科・総合学科のどの学科においても取組を拡充して、学校ごとの課題に応じて参加者の増加や実施日数の長期化を図ります。これらの取組において、専門性を有する学校外の人材を積極的に招くなど、家庭・地域・行政・大学等高等教育機関などと連携して、取組を進めます。

さらに、職業系専門学科を中心に、キャリア教育の土台のうえに専門的な知識・技術・技能及び起業家精神を育む職業教育を推進します。具体的には、生徒がより高度な技術の習得と難易度の高い資格が取得できるよう、大学等高等教育機関と連携したカリキュラムを開発します。さらに、研究機関・企業等とも連携し、専門性の高い内容の学習指導や、実践的な技術指導を行うことにより、地域産業を担うことができる人材を育成します。

加えて、雇用の多様化・流動化が進むなか、就職を希望する生徒の進路実現を図るため、各学校が行っている就職指導の内容や手順がより実践的・効果的なものとなるよう改善を進めるとともに、関係機関と連携した就職対策の充実に努めます。

(4) 定時制課程・通信制課程の充実

定時制課程・通信制課程は、以前からの「働きながら学ぶ」生徒に加え、全日制課程からの転入者、不登校経験者、過去に高校教育を受けることができなかった者、義務教育段階での学習内容の確実な定着を求める者等、さまざまな入学動機や学習歴を持つ生徒が学ぶ場となっています。また、定時制課程のなかには、日本語指導の必要な外国人生徒が多く在籍している学校もあります。

本県では、北部・中部・南部の各地域に三部制*1の定時制高等学校を設置し、柔軟なカリキュラムによる教育活動を展開しています。このうち、北星高等学校には定時制・通信制の両課程を設置し、これを拠点に周辺の学校と連携することで北星高等学校の機能をより多くの生徒が共有できるようにする「定通ネットワーク*2」を構築しました。

定時制課程では、通信制課程の授業を併修することにより、自校にはない科目を履

*1 三部制（多部制）

定時制課程において、昼間部・夜間部、午前部・午後部・夜間部等、学ぶ時間帯を1日のうちで複数に分けて設定するシステム。生徒は仕事やライフスタイルに合わせて、いずれかの部に所属して学ぶ。

*2 定通ネットワーク

定時制課程（昼間部、夜間部）及び通信制課程を置く独立校を拠点とし、周辺の学校との連携を推進することにより、拠点校の機能を多くの生徒が共有できるようにするシステム。

修することができ、豊かな学びにつなげることができます。そのため、通信制課程を設置している高等学校から距離を隔てている高等学校の定時制課程において、通信制課程のスクーリングを自校で受けることができるよう、連携併修*1 のしくみを整えてきました。また、日本語指導の必要な外国人生徒が多く在籍している学校では、外国人生徒教育の充実を進めています。加えて、定時制課程・通信制課程では、さまざまな入学動機や学習歴を持つ生徒に対応し、一人ひとりの自己実現を図っています。

今後は、日本語指導の必要な外国人生徒やさまざまな入学動機や学習歴を持つ生徒がさらに円滑に学習や学校生活に取り組めるよう、教育内容・方法の一層の工夫改善を進めます。

他方で、小規模な定時制課程では、教員数が少なく、開設科目に限界があるなど、生徒の多様なニーズに必ずしも十分に対応できていない現状もあります。このことから、より魅力ある教育を提供できるよう、中学生の進路希望状況や地理的配置、地域のニーズ等を踏まえ、統廃合も視野に入れた今後のあり方について検討します。

通信制課程では、自宅等での学習を基本に、レポート（添削指導）やスクーリング（面接指導）により学習を行っていますが、今後は協力校*2 の設置により通信制課程を設置している高等学校の遠隔地に住む生徒が居住地の近くでスクーリングを受けることができるようにするなど、利便性の向上について検討します。

（５）特別支援教育の推進

高等学校においても、発達障がい等、特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍しています。このことから、各学校に特別支援教育に係る校内委員会を設置するとともに

*1 連携併修

定時制課程を設置する高等学校が、通信制課程を設置する高等学校と連携し、自校の生徒に対して自校で通信制課程の教育を行うシステム。定時制課程で学ぶ生徒が、自校で通信制課程の学習を行って単位を修得し、これを定時制課程を卒業するための単位とすることができる。

*2 協力校

通信制課程を設置する高等学校が実施するスクーリング（面接指導）や定期試験等に協力する高等学校。地理的な制約等により通信制課程の教育を受けにくい生徒が、居住地に近い高等学校でこれらを受けることが可能となる。

に、教員のなかに特別支援教育推進の中心となる特別支援教育コーディネーター*1の役割を担う者を置き、体制の整備を図っています。

今後は、本県の特別支援教育に関する総合推進計画の策定を進める中で、県立高等学校における特別支援教育の充実について、引き続き検討を進めます。この検討と平行して、施設のバリアフリー化をはじめとする教育環境の整備、小中学校からの支援内容の引き継ぎ体制の強化、卒業後の社会的・職業的自立のための進路指導の充実等、個に応じた支援の拡充を行っていきます。また、特別支援教育を必要とする生徒がどの高等学校にも在籍しているという認識のもと、関係機関と連携しつつ、特別支援学校のセンター的機能や発達障がい支援員による巡回相談のさらなる活用、教職員の特別支援教育に関する研修の充実を図ります。とりわけ、発達障がいのある生徒への支援を充実するため、一人ひとりの課題を的確に把握するとともに、視覚情報を活用した指導方法*2 や、ソーシャル・スキル・トレーニング*3 等の支援方法について研究を進め、これらの普及を進めること等により、教育内容・方法の一層の充実を図ります。さらに、特別支援教育にかかる人的配置の拡充について、検討します。

(6) 外国人生徒教育の充実

高等学校において日本語指導が必要な外国人生徒が増加しているなか、各学校の課題に応じて、外国人生徒の日本語能力や進路希望に応じた学習指導等を拡充する必要があります。

今後は、外国人生徒支援専門員等を活用し、学習言語の習得のための指導内容や指導

*1 特別支援教育コーディネーター

各学校の特別支援教育の推進担当者。学校内では教職員の連絡調整や校内委員会の推進、対外的には関係機関との連絡調整等を行う。

*2 視覚情報を活用した指導方法

発達障がいのある生徒等には、文字や図形等による視覚情報を用いて学習内容や予定・手順等を示すことにより、理解が進みやすいことがあることから、視覚情報を指導に積極的に活用すること。

*3 ソーシャル・スキル・トレーニング

人間関係を適切に築き、社会生活を円滑に営むため、これに必要な能力や態度を効果的に身につけるために行うトレーニング。ワークシート、ロールプレー等を用い、日常生活のなかの対人関係上の課題への対応等について、演習等を行う。

方法の研究を進め、高校における J S Lカリキュラム*1として普及を進めるとともに、日本語指導・適応指導の充実を図ります。また、社会的・職業的な自立に向けて、教育相談の充実や、関係機関との連携による支援を進めます。

(7) 諸制度に関する今後の方向性

県立高等学校活性化に関する諸制度について、今後の方向性を示します。

① 中高一貫教育*2

本県では、連携型中高一貫教育を、全国に先駆けて平成11年度から導入しました。これを実施している学校では、体系的なキャリア教育に取り組み、優れたコミュニケーション力を育むなどの成果をあげています。一方、少子化による中学校卒業生数の減少のなかで、連携中学校から連携高等学校への進学率が伸び悩んでいる地域もあります。

今後は、連携型中高一貫教育の趣旨が十分に生かしているかの検証を進め、必要に応じて連携のあり方の見直しを進めます。

県立の中等教育学校や併設型中高一貫教育校の設置については、その理念や課題をさらに明確にするとともに、県内各地域の状況等を踏まえ、幅広い県民の意見を十分に聞きながら、設置も視野に入れて検討を進めます。

*1 J S Lカリキュラム

日本語指導が必要な外国人生徒が学習活動に参加するための力を育成することを目的として、日本語で学ぶ「第二言語としての日本語 (Japanese as a second language)」カリキュラム。日本語指導と並行しながら実施する。具体物や直接的体験を用いることを重視し、学習項目を固定した順序で配置せず、柔軟に学習指導を展開する。

*2 中高一貫教育

中学校と高等学校での6年間を、一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ教育方式。平成11年度から導入することが可能になった。中等教育学校、併設型、連携型の3つの実施形態がある。中等教育学校は、1つの学校として6年間を一体的に中高一貫教育を行うもの。併設型は、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで実施するもの。

② 単位制*1

本県では、単位制について、個に応じた教育課程の履修が可能であることから、多様化する生徒に対応する方策の一つとして導入を進め、県立高等学校のうち、全日制課程16校（うち総合学科7校）、定時制課程9校（うち総合学科1校）、通信制課程2校に導入しています。

単位制が導入された学校では、生徒の興味や関心、能力や適性に応じた選択科目を設置したり、習熟度別少人数指導によるきめ細かな教育を行うなどの取組が進められています。

今後は、単位制をさらに充実するため、生徒が自らの興味や関心、適性、進路希望を十分に意識して適切な科目選択ができるよう、明確な目的意識や主体的に判断する力を育む教育をさらに充実します。また、学校や地域の特色に応じた適切な科目が開設されているかどうか検証を行い、教育内容の一層の充実を図ります。

③ 入学者選抜制度

生徒の多様な関心や目的意識と各県立高等学校の特色に対応したわかりやすい入学者選抜を実施する趣旨から、平成20年度入学者選抜より、各学校の学科・コースの特色に応じて実施する前期選抜と、共通の学力検査等により実施する後期選抜を実施しています。

今後は、現行の前期選抜・後期選抜による入学者選抜制度のなかで、中学生等が主体的に高等学校を選択しているか、中学校から高等学校へと進学する過程で学力が適切に育まれているかなどの観点から制度を検証し、より適切な制度となるよう取り組みます。

(8) 教員の資質の向上

学校教育の充実・発展は、教員の資質に大きくかかっています。本県が取り組んでいく理数教育及び英語教育、専門学科等における高度な資格取得や知識・技術の習得に係る指導をはじめ、高校教育のあらゆる分野において、生徒の学ぶ意欲を積極的に引き出し、適切に指導するためには、教員が専門職として指導力や人間性を磨くことが必要です。

*1 単位制

学年による教育課程の区別を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められるシステム。生徒は、自分の学習計画に基づいて、自分の興味、関心等に応じた科目を選択し学習できる。運用によっては、年次を越えた教科・科目の選択が可能になる。また、転入学・編入学、年度途中での入学や卒業、定通併修等、単位修得の柔軟さを生かした取組を効果的に進められる。

そのため、授業研究を通じた授業力向上のための研修の充実、各教科研究会と連携した教科指導の専門性向上への支援、大学等高等教育機関・企業・高度な技術を有する職人等との連携による専門技術習得の機会の創出を進めます。さらに、自立し他と共に生きる人材の育成、多様なニーズに応える教育等の実現のため、教員の自己研鑽、O J T*1、社会体験研修を含む研修のしくみのさらなる充実を進めます。加えて、養成・採用も含めた資質向上の具体的なあり方について、検討を進めます。

(9) 学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり

各県立高等学校は、教職員が対話と気づきを大切にしながら、生徒や保護者等の立場にたって目指す学校像を描き、継続的な改善を行っていくという三重県型「学校経営品質」の考え方を教育活動のベースとして位置づけ、これに基づく学校マネジメントを進めつつ、特色化・魅力化に取り組んでいます。

このなかで、学校評価*2 を、学校の現状を把握するための重要な手段として位置づけています。学校評価には、教職員が行う自己評価、保護者等が自己評価の結果について評価することを基本として行う学校関係者評価、専門家等が客観的な評価を行う第三者評価があります。県立高等学校においては、平成13年度から自己評価の実施と公表を行い、平成24年度からはすべての県立高等学校で学校関係者評価を実施しています。

学校評価の目的の一つは、保護者や地域の方々との連携と協力による学校づくりを進めることにあり、開かれた学校づくりに資するものです。開かれた学校づくりは、こうした学校評価や、学校における外部指導者の活用、地域公開講座の開設、学校評

*1 O J T

On-the-Job-Trainingの略。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導し、習得させること。

*2 学校評価

学校が、自らの教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、結果を公表するとともに、それに基づいて学校運営の改善を図っていく制度。教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された評価委員会等が自己評価の結果について評価することを基本として行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等が客観的な評価を行う「第三者評価」の3つの形態がある。

議員制度*1等を通して進めていきます。

こうした取組により各学校における自主的・具体的な改善活動を推進するとともに、学校の一層の特色化・魅力化を図ります。

また、県立高等学校のより円滑な運営体制を確保するため、学校教育法の改正により設置が可能となった副校長、主幹教諭、指導教諭を配置することについて、検討を進めます。

5 各学科の教育内容の充実による活性化

県立高等学校が、今後も社会の変化に的確に対応し、生徒の実態や多様なニーズを踏まえた学びを提供して自己実現・進路実現を図ることができるよう、各学科において、以下のように教育内容の充実に取り組みます。

(1) 普通科・普通科系専門学科

《現状と課題》

普通科に学ぶ生徒の進路希望は、大学、短大、専修学校等の高等教育機関への進学や企業への就職等、多岐にわたっています。こうしたなかで、普通科には、発展的な内容を学習する機会の提供、幅広い進路希望に対応した指導体制の整備、生徒の目標達成に向けた支援の充実、義務教育段階での学習内容の確実な定着、専門学科より割合の多い就職後の早期離職を防止する対策等、さまざまな課題があります。このことから、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ることに加え、個に応じた多様な教育、生徒の学習ニーズに応じたきめ細かな教育を展開することが求められます。

また、普通科のコースや普通科系専門学科については、学習内容が社会や中学生のニーズに十分対応しているか、学習した内容が進路実現に十分生かされているかなどの検証が必要です。

《今後の対応策》

大学等高等教育機関への進学希望者が多い高等学校では、進学希望の実現に向けた指導のさらなる充実を図るなかで、発展的な学習内容や探究的な学習活動のより効果的な指導方法について研究します。また、学校間の連携を進めて指導のあり方のさら

*1 学校評議員制度

保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くための制度の一つ。教育委員会の判断により学校ごとに置かれるもので、教育に関する理解と見識を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

なる改善を図るとともに、生徒が学校を越えて共に学びながら切磋琢磨する機会を設けるなどして、高い志を持って進学を志望する生徒への支援を進めます。さらに、生徒が将来の社会的・職業的に自立した生き方を十分意識しながら進路実現を図っていくよう、大学等高等教育機関や外部の教育機関との連携を拡充し、大学等への進学その先にある自己実現を視野に入れた目的意識を育成します。

普通科の高等学校には、進学希望者だけでなく就職希望者も在籍し、生徒の進路先が多様な学校があります。このような学校では、進学と就職の両方に対応した効果的なカリキュラムの充実、類型の充実や見直し、習熟度別学習の推進とともに、就業体験活動やボランティア活動等を積極的に取り入れることにより、生徒が自分自身の適性や役割を理解することができるよう、一人ひとりの目標達成に向けた支援を充実します。

就職希望者が多い普通科では、関係機関と連携して、職業に関する体験的な学習の機会を設けるとともに、就職に向けた相談体制の充実を図り、就職支援や早期離職防止策を推進します。また、教育課程のなかの職業科目の拡充や学校設定科目の開設により勤労観・職業観を育成するとともに、授業時間の弾力的運用、評価方法の改善等を進めながら、義務教育段階の学習内容の確実な定着も含めた基礎学力の定着を図り、生徒の意欲を引き出し、達成感が実感できる教育に取り組みます。

普通科系専門学科や普通科のコースでは、それぞれの学科・コースが重点的に行う教育内容を生かし、思考力・判断力・表現力等を育みます。理数科・英語科では、理数教育や英語教育に取り組む中核的拠点として、大学等高等教育機関と連携し、より高度な内容の学習機会を提供するとともに、専門性を生かした進路実現につながるよう、生徒の主体的な学習や体験活動の充実を図ります。芸術・スポーツ・異文化理解等に関する学科やコースにおいては、これまでの取組の成果を検証しつつ一層の特色化・魅力化を図るとともに、学科・コースが設置目的を十分に発揮できているかどうか検証を行い、必要に応じて設置している学科・コースの見直しを行います。

(2) 職業系専門学科

《現状と課題》

県立高等学校には、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉に関する専門学科を設置し、職業教育等を通して生徒の自己実現を図り、将来のスペシャリストを育成できるよう取り組んでいます。これらの学科については、教育資源を有効活用しつつ活性化を図るため、学科の拠点化を進めてきました。また、経済のグローバル化、産業技術の高度化、情報化等の社会の変化に対応するため、学科改編や類型の設置等による活性化を進めています。

いずれの学科においても、産業界が求める資質や能力、職業教育への期待やニーズ

を適切に把握し、教育内容に反映していくとともに、産業構造や就業構造の急激な変化に対応する力を育てることが必要です。

《今後の対応策》

職業系専門学科においては、社会で必要となる基礎学力の定着や、各専門分野の基礎的・基本的な教育に重点を置くとともに、コミュニケーション力の向上を図り、勤労観・職業観を育成します。また、積極的に学び専門的な知識・技術を習得しようとする意欲や態度を育み、地域産業に貢献できる人材を育成します。これらのため、日本版デュアルシステム*1をはじめ、産業や職業の現場で行う体験的な学習の充実を図ります。さらに、異なる学科が共同して教育活動を行うなど学科間の連携を拡充し、従来の学科の枠を越えた総合的な知識を持った人材の育成を図ります。

こうした職業教育において、専門性の深化が十分に図られるよう、教員の資質向上を目的とした企業研修等を推進するとともに、産業教育設備の計画的な充実を進めます。さらに、地域の産業界を担う人材を育成するため、県行政の各部局、経済団体、大学等高等教育機関と連携した事業等を実施し、学科の活力を高めます。

加えて、社会の変化によりの確に対応するため、産業界等の意見を踏まえ、学科改編や類型の設置等による活性化について、引き続き検討を進めます。

a 農業に関する学科

《現状と課題》

農業に関する学科は、5校に設置し、食料生産、食品加工、園芸・農業土木・造園等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。農業の持つ魅力や可能性を伝えながら、地域の農業を担う意欲を持ち、専門性と人間性を兼ね備えた生徒の育成に努めています。

農産物を含む貿易のグローバル化が進み、農業政策が国内市場の保護から国際競争力の強化へと大きく変容するなかで、高付加価値を持つ農産物の開発・生産・加工等、今後の農業の課題は多様で複雑なものとなっています。こうした新たな課題に対応し、意欲を持った、次世代の農業の担い手を育成することが求められています。

*1 日本版デュアルシステム

産業界と学校が連携して事業所等で実施する長期間の実習を通して、専門的な知識や技術・技能や、望ましい勤労観・職業観を育成するシステム。

《今後の対応策》

農業は多様な魅力と可能性を持つ産業であることを十分に伝えながら、農業の各分野に関する専門的知識・技術の習得を図るとともに、生産から販売までをトータルに考えてグローバルな視点で農業をマネジメントする力を育成します。

具体的には、高度な技術研究と資格取得、産業現場等における長期間の実習、農業と第2次・第3次産業との融合による6次産業化*1を踏まえた新しい農業ビジネスの学習、高付加価値を持つ農産物の開発・生産・加工に関する研究、商品やサービスの企画・提案等の実践的な教育を推進します。

こうした取組を、産業界や大学等高等教育機関との連携を一層強めながら進めることにより、食と農業を総合的に考えることができ、経営感覚と起業家精神を持つ人材を育成します。

b 工業に関する学科

《現状と課題》

工業に関する学科は、全日制課程9校、定時制課程2校に設置し、機械、電気、建築等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。進路先は製造業への就職が高い割合を占めていますが、工業技術の高度化や複合化にともない、産業界から求められる資質・能力は、高度な技術に加え、専攻する分野にとどまらない幅広い知識、コミュニケーション力等、多岐にわたっています。

これまでの実践的な取組として、専門性を育む全国的なコンテストや競技会等において顕著な成績をあげている他、多くの生徒が高度な国家資格を取得しています。また、専門教育で学んだ知識・技術を活かし、地域のイベントや出前授業等に積極的に参加し、コミュニケーション力や課題解決力の向上を図っています。

グローバル化にともなう企業の海外進出、経営内容の多角化等に対応できるよう、生涯にわたり学び続け、柔軟な考え方ができるスペシャリストの育成を目指し、教育内容の一層の充実を図る必要があります。

《今後の対応策》

ものづくりを担う人材を育成する観点から、コンテストでの入賞等を目指す実践的な取組や、高度な資格取得を目指す取組、日本版デュアルシステムの推進等を通

*1 6次産業化

農業等の第1次産業が、食品加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）にも主体的かつ総合的にかかわることで、加工や流通等による付加価値を得て、活性化しようとする取組。

して、専門教育の深化を図ります。また、産業構造の変化に対応するため、専攻する分野以外の幅広い工業分野についての学習指導を充実したものとし、専攻する分野以外の資格を取得できるよう取り組みます。

さらに、グローバル化の進展や雇用の多様化・流動化等に対応し、変化が激しい社会で活躍しつづけられる資質を育成するため、地域行事への積極的な参加やものづくり教室の開催、学習の成果を活かしたボランティア活動等の実践的な活動を通して、表現力をはじめとするコミュニケーション力や行動力、課題を解決する力を養い、生涯を通して学習し続ける意欲や態度を育みます。

c 商業に関する学科

《現状と課題》

商業に関する学科は、全日制課程7校、定時制課程1校に設置し、マーケティング、簿記会計、情報処理等々の分野で、実践的な教育を行っています。ビジネススキルの習得に努めるとともに、ビジネスの現場で活用できる力を育成しています。具体的には、地元商店等と連携した商品開発や、地域の活性化に向けた企画提案、資格取得や競技会への参加等の取組を推進しています。

こうした取組のさらなる充実を目指し、産業界や生徒のニーズを検証して教育内容に一層反映するとともに、商業教育の魅力を中学生等にわかりやすく発信していくことが必要です。また、大学等高等教育機関と連携し、将来のスペシャリストとして産業界に貢献できる人材を育成する体制づくりが求められます。

《今後の対応策》

消費者の満足を実現する能力、経済の動向を読み解く能力、会計情報を活用する能力、情報ネットワークを活用する能力をバランス良く高め、ビジネスの現場で活用できる企画力・提案力を備えた人材を育成します。

具体的には、ビジネスの現場で活用できる基礎的な英語力の習得、実際のビジネスに即した体験的な学習、新しいビジネス形態の模索等に係る取組の充実を図ります。

こうした取組において、経済団体、大学等高等教育機関との連携をより一層進めることにより、地元産業界に貢献できる人材の育成に重きを置いた商業教育を進め、専門性を生かした進路実現を図ります。

d 水産に関する学科

《現状と課題》

水産に関する学科は、水産高等学校に3つの学科を設置し、航海、漁業、機関、

食品製造等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。

水産技術の高度化や地域の漁業の特色を見据えた水産教育を推進することが求められていますが、就職先が必ずしも専門性を生かしたものになっていない現状があり、より高度な専門性を身につけるため大学等高等教育機関や専攻科への進学者の増加を図るとともに、専門性をより生かした就職先の確保に努める必要があります。また、地域の少子化が進むなかで、今後の水産教育のあり方について、広い視野から検討していく必要があります。

《今後の対応策》

就業者の高齢化、後継者不足、魚価の低迷等、水産業をとりまく環境は厳しいものがありますが、本県のこれまでの栽培漁業等の実績を踏まえ、水産業界や地元産業界のニーズを検証しつつ、担い手づくりを進めていきます。

具体的には、地元の水産資源を活用した商品の共同開発等を通して産業振興や地域活性化につながる学習指導を展開します。また、乗船実習等を、船舶運航や漁業に関する知識や技術、集団生活における協調性やコミュニケーション力、国際的感覚等を高める重要な実践教育ととらえ、一層効果を高められるよう、その内容について工夫改善を図ります。

さらに、海に学び水産業を支えていく志や態度を育むなかで、大学等高等教育機関や専攻科への進学率を高め、高度な資格を持った将来のスペシャリストの育成に努めます。

e 家庭に関する学科

《現状と課題》

家庭に関する学科は、6校に設置し、食物や服飾等の分野で、実験・実習を重視した教育を行っています。生活にかかわる産業で求められる力を育成するため、専門的な知識や技術の確実な習得、職業意識を高める取組等を一層推進していくことが必要です。

《今後の対応策》

少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化等に対応するため、食育を推進するとともに、衣食住や保育・介護などのヒューマンサービス等に関する生活産業を担う人材を育成します。

具体的には、従前から行っている高度な実習や職業資格の取得、各種コンクールへの参加に加え、小中学生や地域住民を対象にした手芸や調理等の公開講座の開催、企業等との協働による地元食材を活用した商品開発、福祉施設と連携した高齢者の

デイサービスの実施等を通して、地域社会に貢献しつつ、企画力やマネジメント力、コミュニケーション力を育成します。

また、幅広い知識や考え方を身につけるため、異なる学科が共同して研究を行うなど、学科や学校を越えた連携を推進します。これらを通して、生活産業のスペシャリストとして、生活の質の向上や生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成し、進路実現に生かします。

f 看護に関する学科

《現状と課題》

看護に関する学科は、桑名高等学校に設置し、医療・看護の分野で、実践的な教育を行い、看護師養成の唯一の県立高等学校として、専攻科と合わせて5年一貫教育を実施しています。平成23年度から、桑名高等学校衛生看護分校に設置していた衛生看護科と衛生看護専攻科を廃止し、桑名高等学校内にこれを設置しました。

平成21年度の厚生労働省のカリキュラム改正により教育内容の充実が求められており、5年一貫教育をさらに充実させていくことが必要です。一方で、地域医療体制が変化するなか、医師の資格を持つ講師や実習病院（産婦人科・小児科）を確保することがますます難しくなっています。

《今後の対応策》

医師の資格を持つ講師や実習病院の確保、医療の高度化に対応した専門的な学習の充実のため、関係機関や大学等高等教育機関との連携を強化します。

また、桑名高等学校内に設置されたことを生かした校内の他学科の生徒との交流や、臨床の場での看護実習をはじめとした看護実践の場での実習等を通して、豊かな人間性や他職種と連携する能力を育成します。これらの取組により、専門性の高い看護知識・技術、看護倫理、コミュニケーション力等を有した人材の育成に努めます。

g 情報に関する学科

《現状と課題》

情報に関する学科は、亀山高等学校に設置し、実践的な教育を行っています。コンピュータやネットワークを活用する能力を身につけた情報のエキスパートを育てる学習指導を実施し、情報技術の高度化・多様化に対応した人材を育成していますが、就職先が必ずしも専門性を生かしたものになっていないことが課題です。

《今後の対応策》

さまざまなメディアやソフトウェアを活用した課題解決型の学習を充実するとと

もに、関連の大学等高等教育機関・企業等との連携を推進して、情報技術の高度化・多様化に対応した将来のスペシャリストの育成に取り組みます。また、卒業生の進路状況も注視しながら、学科の教育内容が情報技術者に係る社会からのニーズや生徒の進路希望に十分に対応しているか検証し、より高度な専門性を身につけるため大学等高等教育機関への進学者の増加を図ることを含め、今後のあり方について検討します。

h 福祉に関する学科

《現状と課題》

福祉に関する学科は、3校に設置し、実践的な教育を行っています。介護福祉士受験資格の取得の他、高齢者、障がい者、乳幼児等にかかわる多様な福祉サービスに対応できる専門的な知識・技術の習得を図っています。高齢化の一層の進展や不安定な経済状況、生活スタイルの多様化等を背景に、福祉にかかわるニーズは今後ますます増大することが予想される一方で、介護福祉士受験資格については、法改正により取得の条件が厳しくなったことから、介護福祉士養成のための要件を満たす教員の確保が急務となっています。また、実習先の確保や新たなカリキュラムへの対応が必要です。

《今後の対応策》

多様で質の高い福祉サービスを提供し、幅広く社会福祉分野で活躍できる人材を育成するため、関係機関と連携し、介護福祉士養成校の要件を満たす教員や実習先の確保に努めつつ、教育課程の工夫改善、地域福祉への貢献等を通して、より実践的な知識・技術、ホスピタリティの精神やコミュニケーション力を育成します。

(3) 総合学科

《現状と課題》

総合学科は、全日制課程7校、定時制課程1校に設置しています。各学校に4～8系列の選択科目を設け、生徒は進路希望や適性等に応じて学びたい科目を自分で選択して、主体的な学習を行っています。

総合学科では、学びたい科目を自分で選択し主体的な学習ができるとともに、科目選択を通して自己理解力や将来を設計する能力など社会的・職業的自立に必要な力が育まれる等のメリットがあります。その反面、科目選択の自由度が高いことにより、系統的な学力や専門性が十分身につかない場合があるという課題も指摘されています。このことから、幅広い進路希望により十分に対応できるよう、教育課程の工夫改善や教育内容の一層の充実を図るとともに、取組の成果と課題について、卒業生の進路状況等の実態把握を行い、検証していくことが必要です。

《今後の対応策》

社会的・職業的自立に必要な知識・能力・態度の育成をより一層充実して行うため、原則履修科目の「産業社会と人間」をベースに、「総合的な学習の時間」等さまざまな教育活動を含めて系統的にこれに取り組みます。とりわけ、体験的な学習の一層の充実を図り、課題対応能力を育成します。また、ガイダンスの一層の充実を図り、自由度の高い科目選択に基づく学習が、将来の進路実現に確実につながるようにします。

さらに、入学志願者の動向や卒業生の進路状況等を注視しながら、各学校が総合学科の設置の趣旨を十分生かしているかどうか実態把握を行い、県全体の総合学科の配置における地域バランス等を踏まえながら、必要に応じて、生徒や地域のニーズ、学校の実態に応じた系列の再編成等、学科のあり方を検討します。

6 県立高等学校の適正規模・適正配置

(1) 全日制高等学校の適正規模

県立高等学校の適正規模については、生徒にとって魅力ある学習環境を整えるとともに、学校の活力の維持や充実を図っていく観点から、各学校の設置の目的、学科・コースの設置状況、求められる学習ニーズや教育内容に応じたものとしていくことを基本とします。そのうえで、平成11年の「三重県高等学校再編活性化推進調査研究委員会」の調査研究に基づき、多様な選択科目を開設し、活力ある教育活動を展開するとともに、学校行事等の諸活動が円滑かつ効果的に実施できるという観点から、引き続き、原則として1学年3学級以上8学級以下を適正規模とし、県全体の県立高等学校1校あたりの1学年学級数の平均値が6を大きく下回ったり、上回ったりしないよう努めます。

(2) 大規模校の適正化

これまで適正規模化に取り組んだ結果、9学級以上の大規模校は平成14年度には14校ありましたが、平成24年度には4校となっています。県全体では少子化の傾向が続きますが、地域によって状況は異なっており、一部の地域では、今後、中学校卒業生数が一時的に大きく増加することが見込まれています。こうしたことから、一部の1学年9学級の大規模校がしばらく継続することが想定されますが、その後は中学校卒業生数の推移を注視しながら、大規模校の適正化を進めます。

(3) 小規模校の適正化

小規模校については、今後も地域全体を視野に入れて教育の質的な向上を図ることで生徒に魅力ある教育環境を整備するという観点から、活性化を進めます。

なお、小規模校の適正化策については、従来の計画と同じ考え方から、次のとおりとします。

- ① 1学年2学級以下の高等学校は、改めて設置の意義を検証し、原則として分校とするとともに、近隣の高等学校との統廃合を視野に入れて、活性化に係る協議を行います。分校の呼称は、原則として「〇〇校舎」または「〇〇校」とします。
- ② 分校については、入学者数が募集定員の半数に満たず、その後も増える見込みがない場合は、原則として翌年度から募集停止とします。
- ③ 1学年2学級の規模を設置のコンセプトの一つとして開校した学校については、改めて設置の意義を検証し、今後のあり方について検討します。
- ④ 1学年3学級以上の学校にあっても、今後の生徒数の減少を見据え、生徒にとってより魅力ある教育環境を整備するため、近隣の高等学校との統廃合等、地域全体の高校教育のあり方を検討するなかで、積極的に活性化を進めます。

(4) 適正配置

地域における高校教育に関するさまざまなニーズ、地域社会の状況、通学の利便性等を踏まえ、望ましい課程・学科・コース・類型や教育内容を持つ県立高等学校を適切に配置することを基本とします。

7 各地域の県立高等学校活性化の取組

(1) 基本的な考え方

すべての学校において、「1 はじめに」から「5 各学科の教育内容の充実による活性化」の記述を踏まえて活性化に取り組みます。

また、「6 県立高等学校の適正規模・適正配置」の記述を踏まえ、各県立高等学校が教育課程の柔軟な編成や活力ある教育活動を展開できる望ましい学校規模となるよう、各地域の中学校卒業予定者数の推移に応じて募集定員を策定し、適正規模・適正配置を進めます。その際に、産業界のニーズや私立高等学校の募集定員等を参考にするとともに、普通科・専門学科・総合学科のバランスに十分に配慮します。こうした適正規模・適正配置の推進を通して各学校の活力の維持や充実を図ることを、活性化の取組の一つととらえます。

以上をもとに、各地域の県立高等学校活性化に向けた取組について、経緯、現状と課題、今後のあり方を示すとともに、適正規模・適正配置の推進についてその内容を

示すべき学校、特色化・魅力化が特に図られつつありその進め方の例を示すべき学校、及び今後の活性化の方向性を明示すべき学校については、学校名を記して活性化の方策を表します。

(2) 各地域における県立高等学校の活性化

① 桑員・四日市地域

この地域では、平成23年度に、桑名高等学校衛生看護分校を桑名高等学校衛生看護科として、本校内に移転しました。また、平成24年度に、川越高等学校英語科を国際文理科に改編し、英語力をベースに、文科系だけでなく理科系の進路希望にも対応できる学科としました。定時制課程・通信制課程では、平成18年度に、北星高等学校を両課程を備える学校として設置し、県北部地域の定通ネットワークの拠点となる学校として整備を進めてきました。

今後は、中学校卒業生数が平成25年3月と平成26年3月にそれぞれ100人以上増加することが予想されており、2年続けての学級増が必要となります。平成27年度以降については、中学校卒業生数が減少傾向にあることから、中学生の進路希望状況等を踏まえ、学級数を減らすことによって適正規模・適正配置の推進に取り組みます。

桑名北高等学校は、生徒一人ひとりのコミュニケーション力を育成し、キャリア教育を推進するため、総合的な学習の時間「みらい」や学校設定教科「ヒューマン」等において先進的な取組を展開し、成果をあげています。今後は、協同学習におけるグループ学習の研究を実施するとともに、各教科の学習における言語活動の充実を図り、学習意欲を一層高める取組を進めます。

桑名工業高等学校は、実践的かつ高度な技能の習得と勤労観・職業観の育成を図る日本版デュアルシステムの取組等により、生徒の目的意識を高め、進路実現を推進するなどの成果をあげています。今後は日本版デュアルシステム等の取組の一層の充実を図るとともに、地域活動に参加して行う環境教育や、ものづくり教室等の活動を通して、地域社会に貢献する人材育成を進めます。

朝明高等学校は、協同学習を取り入れた授業実践や、保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を重視した学習プログラムの開発により、授業改善の取組やキャリア教育の充実を推進しています。今後は、平成25年度に普通科福祉コースを「ふくし科」に改編し、地域の福祉教育の拠点として、高い専門性を持った人材を育成します。

四日市四郷高等学校は、多様なニーズに対応するため、5つのコース・類型（スポーツ科学、芸術、情報、文系、理系）を設置しています。授業改善を通じた基礎的・基本的な学習内容の定着、生徒理解に基づいた生徒指導に取り組み、生徒の自

己実現・進路実現を図っています。今後は、5つの類型の目標をより明確化するとともに、施設開放や地域の小中学校との交流を一層進めることにより、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。

四日市農芸高等学校は、環境教育の推進、学校公園化の取組、起業家教育の推進、地域団体との連携を積極的に進め、農業学科と家庭学科における専門教育を通して自然や環境を尊重する心や豊かな人間性を育み、地域社会に貢献する人材を育成しています。今後は、農業学科と家庭学科が共同した教育活動を行うなど学科間の連携を拡充し、学科の枠を越えた総合的な知識・技術を持った人材の育成を進めます。

四日市商業高等学校は、地域活性化に向けた企画提案、小学校と連携した経済体験プログラムの運営、独自のケース教材を活用した授業実践等、商業教育を通して地域産業の即戦力となる人材を育成しています。今後は、専門性を重視した大学等高等教育機関との接続や地域経済のさまざまな主体との連携を拡充し、経済社会の実態に即した専門性の高いビジネス教育を推進します。また、平成25年度には情報処理科を情報マネジメント科に改編し、より高い専門性を持った人材の育成を進めます。

② 鈴鹿・亀山地域

この地域では、平成22年度に、石薬師高等学校の敷地内に杉の子特別支援学校石薬師分校（知的障がいの教育部門を設置する特別支援学校の高等部）を開校しました。また、外国人生徒の高等学校への進学が増加傾向にある状況に対応するため、平成23年度に神戸高等学校定時制と亀山高等学校定時制を統合し、飯野高等学校に夜間定時制課程を併設して、全日制課程の授業の一部を受けられるようにするなど、柔軟な体制を整えました。

今後は、中学校卒業生数が増減を繰り返しますが、隣接する津地域の中学校卒業生数の推移や、四日市地域への進学者の動向も勘案しながら、適正な募集定員となるよう、学級数の増減を行います。

なお、この地域では、飯野高等学校を除くすべての県立高等学校に普通科を設置しており、募集定員に占める普通科の比率が高くなっている一方で、体育科（稻生高等学校）やシステムメディア科（亀山高等学校）、文化教養（吹奏楽）コース（白子高等学校）等、県内に唯一の学科、コースも設置されています。各学校の特色に応じて、一層の進路保障を図るなど、学校の特色化・魅力化を進めます。

亀山高等学校は、コミュニケーション力の育成に向けたさまざまな取組を進めるなど、体系的なキャリア教育の推進に成果を上げています。今後は、基礎学力の定着や向上を含め、社会人として求められる力の向上に重点を置くとともに、家庭学科や情報学科の生徒の専門性を一層高め、進路希望に応える学校づくりを進めます。

飯野高等学校は、外国人生徒の教育の拠点として、外国人生徒支援専門員や日本語支援員の活用等を通して、日本語指導を必要とする外国人生徒の日本語習得や学力向上に向けた指導の工夫改善を図ります。また、応用デザイン科、英語コミュニケーション科におけるデザインや美術、外国語によるコミュニケーション等の特色ある教育活動を一層充実することで、活性化を図ります。

稲生高等学校は、生徒の多様なニーズに対応するため、普通科、普通科情報コース、体育科の3つの学科・コースを設置しており、さらに普通科のなかに、モータースポーツ、福祉・ボランティア、ものづくりデザイン、自然・生活、キャリアアップの5つの類型を設置しています。義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学習内容の定着、生徒理解に基づいた生徒指導に取り組んでいます。今後は、これらの取組とともに、進路指導のさらなる充実を図り、一人ひとりの自己実現・進路実現を進めます。

石薬師高等学校は、同じ敷地内に設置された杉の子特別支援学校石薬師分校とのあいだで、合同文化祭や授業を通して両校生徒が交流を行うなど、共生共学の間を構築しようとしています。今後は、2校が同じ敷地に共存していることの良さを発揮することができるよう、お互いの教育の専門性及び施設と設備のあり方等について、両校の機能を生かした教育が十分にできるよう取り組みます。

③ 津地域

この地域では、平成21年度に、定時制課程のみえ夢学園高等学校の夜間部の普通科を、昼間部と同じ総合学科に改編し、相互の授業を履修できるようにすることによって、生徒の利便性や学習幅の拡大を図りました。

中学校卒業生数は各年度に増減がありましたが、平成25年3月の卒業生数は平成21年3月時点とほとんど変化がなく、このため、大規模校の適正化は進んでいません。今後は、一時的に中学校卒業生数が増加する年もありますが、平成30年3月までの6年間では200人弱が減少する見込みです。しかしながら、隣接する鈴鹿・亀山地域や松阪地域で中学校卒業生数が増加する年度があるため、これらの地域からの流入の状況や学科の配置も踏まえ、適正な募集定員となるよう学級数の増減を行います。

久居農林高等学校は、平成22年度から、地域や中学生のニーズに対応できるよう農業学科と家庭学科の各分野に関連する類型の整理と統合を行いました。各類型の特色を活かした地域貢献活動である「わくわく農林塾」の取組は、専門性、自己肯定感、目的意識の向上に効果を上げています。今後は、地域や企業と連携した活動をさらに深めるなかで、コミュニケーション力を高める取組を推進するとともに、専門性の深化を図る学校として活性化を進めます。

白山高等学校は連携型中高一貫教育に取り組んでいますが、連携中学校からの進学率が低く、制度の趣旨を十分に生かせていない現状があることから、今後の連携のあり方について、検討を進めます。平成23年度からはコミュニティ・スクール*1の研究に取り組んでおり、今後は地域との連携をさらに密にした教育活動に取り組み、学校の活性化を図ります。

④ 松阪地域

この地域では、平成22年度に宮川高等学校と相可高等学校を統合し、(新)相可高等学校を開校しました。今後は、年度によって中学校卒業生数の増減がありますが、平成29年3月までの5年間で見ると減少はない見込みです。

新しく開校した相可高等学校では、農業学科と家庭学科において地域産業の担い手となるスペシャリストを育成するとともに、地域開放講座の実施や地域産業界との協働による商品開発等、多様な主体と連携しながら特色ある取組を進めています。今後は、普通科において、習熟度別少人数指導や、チューター制による総合的な学習の時間の指導を一層充実したものとし、地域と共に歩む学校として、学力向上と進路希望に応じた指導の充実を図ります。

飯南高等学校は、平成11年度から連携型中高一貫教育を実施しており、中高の連携を核にして体系的なキャリア教育に取り組み、優れたコミュニケーション力を育むなどの成果をあげています。平成14年度から1学年2学級規模となっていますが、今後、地元の中学校卒業生が減少するなかで、この規模を維持することが困難となった場合は、分校化も視野に入れた学校のあり方について検討する必要があります。

昴学園高等学校については、平成7年度の創立当初から、1学年2学級規模の総合学科として、個性を伸ばし、多様な進路希望を実現していますが、現在は県内各地域に総合学科が設置されていること等から、志願者数が減少する傾向にあります。今後も活力ある学校としていくため、寮教育を生かした特色化・魅力化や、教育内容の見直し、地域との連携強化等の検討を進めます。

*1 コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

保護者や地域住民等が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通して、学校の方針決定や教職員の人事について一定の権限をもって学校運営に参画するしくみ。地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりのため、平成16年に制度化された。

⑤ 伊勢志摩地域

この地域では、南伊勢高等学校で平成16年度から校舎制（南勢校舎・度会校舎・南島校舎）を実施してきましたが、定員を充足できない状況が続いた南島校舎を平成19年度に募集停止としました。定時制課程では、平成16年度に伊勢実業高等学校に昼間部を設置して伊勢まなび高等学校と改称し、松阪工業高等学校の定時制機械科を統合するとともに、平成17年度には鳥羽高等学校定時制を統合しました。

今後は、中学校卒業生数が平成27年3月までの3年間に約250人、平成27年3月から平成33年3月までの6年間にさらに約450人が減少することが見込まれており、単純に学級数を減じるだけでは、学校としての活力の低下につながるおそれがあります。

南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、及び水産高等学校の4校は、1学年3ないし4学級規模であり、近年定員を満たせない状況もあり、これ以上学級数を減じると、適正規模の維持が困難な状況にあります。また、上記4校以外の学校においても、今後さらに学級減を続けると、生徒の多様なニーズに対応した学習環境を提供することが難しくなる可能性があります。

このことから、伊勢志摩で学ぶ高校生がこれからもいきいきと学ぶことができる学習環境を整えるため、地域全体における高等学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の活力の維持と充実を図る視点から、地域の声を聞きつつ、次の活性化策を進めます。

南伊勢高等学校（南勢校舎・度会校舎）については、今後の中学生の進路希望状況等を見きわめながら、南勢校舎・度会校舎をそれぞれ別の学校の分校とする方向で検討を進めます。

また、今後の伊勢志摩地域の高等学校に関して、地域全体のあり方の視点、専門学科のあり方の視点、鳥羽・志摩・度会地域の学校のあり方の視点から、長期的な視野に立ち、継続して検討します。あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、地域等との連携を拡充しつつ、各学校がニーズに対応した学習環境を提供しつづけられるよう、内容面の特色化・魅力化を図ります。

⑥ 伊賀地域

この地域では、平成21年度に、上野商業高校、上野農業高校、上野工業高校を募集停止とし、新しい総合専門高校である伊賀白鳳高校を設置しました。その結果、大きな規模の学校のなかで、興味や関心に応じた学科・タイプを選択して学ぶ環境が整えられました。

今後は、平成27年度までの3年間で中学校卒業生数が約180人減少すること

が予測されています。平成28年度には一時的に80人余増加する見込みですが、その後は再び減少傾向が続きます。このことから、伊賀地域で学ぶ高校生がこれからもいきいきと学び続けることができる学習環境を整えるため、地域全体における高等学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の活力の維持と充実を図る視点から、地域の声を聞きつつ、次の活性化策を進めます。

伊賀白鳳高等学校は、社会の変化に即応できる人材や経済社会のグローバル化に対応できる人材の育成が図られるよう、デュアルシステムの実施等により、キャリア教育を充実し、学科の特色化・魅力化をより進めていますが、設置後3年が経過したことから、今後は、学科・類型のあり方等を総合的に検証しつつ、地域に一層根ざした学校として活性化を進めます。

学習内容や進路状況等に共通点が多い名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校は、平成28年度を目途に1校に統合し、それぞれの特色を併せもち、生徒・保護者にとって魅力ある、活力ある学校づくりを行います。

さらに、長期的な視野に立ち、今後の伊賀地域全体の高等学校のあり方について、継続して検討します。あわせて、これまでの各校における進路指導の充実等の取組をさらに推進し、内容面の特色化・魅力化を図ります。

⑦ 東紀州地域

紀北地域では、平成20年度に尾鷲高等学校長島校の募集を停止し、地域の高等学校は尾鷲高等学校1校となりました。今後は、平成29年3月までの5年間で中学校卒業生数が70人程度減少することが見込まれ、学科・コースの構成を考慮しながら段階的に学級数を減じていく必要があります。同校は、今後も地域で1校の高等学校として、生徒の多様なニーズ、進路希望に対応した効果的なカリキュラム、コース・類型の充実を進めるとともに、引き続き地域の教育関係者と活性化策の検討をすすめ、学校の特色化・魅力化を図ります。また、専門学科については、地域産業と連携し、地域の担い手となる専門的な知識・技術を持った人材を育成します。

紀南地域には、木本高等学校と紀南高等学校の2校を設置しています。木本高等学校では、普通科と総合学科を併置しながら、習熟度別学習や、両学科の取組をリンクさせたキャリア教育により、幅広い進路希望に対応した教育の充実を図っています。紀南高等学校は、平成19年6月にコミュニティ・スクールの指定を受け、地域と強く連携した教育活動を展開するとともに、長期インターンシップや小中学校等と連携したキャリア教育に取り組んでいます。

今後、木本高等学校では、幅広い進路希望によりの確に対応するため学科のあり方等について検討を進めるとともに、紀南高等学校では、体験的な教育活動の一層の充実や基礎的・基本的な学習内容の定着、主体的に学ぶ意欲の育成に取り組みま

す。他方で、当地域では中学校卒業生数が平成27年3月までの3年間に約40人、平成27年3月から平成32年3月までの5年間にさらに約80人が減少することが見込まれることから、紀南地域で学ぶ高校生がこれからもいきいきと学び続けることができる学習環境を整えるため、地域の高等学校の適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の活力の維持と充実を図る視点から、地域の声を聞きつつ、次の活性化策を進めます。

木本高等学校は1学年5学級規模以上、紀南高等学校は1学年2学級規模以上の学校として併置し、これまでの両校における進路指導の充実等の取組をさらに推進して、内容面の特色化・魅力化を図ります。将来的にいずれかの学校がこの規模が維持できなくなった場合は、両校を統合することとし、統合の進め方、統合後の学校のあり方等について、あらためて検討します。

県立高等学校の教育課程による分類 【平成24年度入学生】

全日制課程

普通科		桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、菰野、神戸、白子、石薬師、稲生、亀山、津、津西【単】、津東【単】、久居【単】、白山、松阪、相可【単】、宇治山田、伊勢、南伊勢(南勢、度会校舎)、志摩、上野、名張桔梗丘【単】名張西、尾鷲【単】、木本、紀南【単】
	コース制	四日市(国際科学)、四日市南(数理科学)、四日市西(比文・歴史、数理情報)、朝明(福祉)、四日市四郷(スポーツ科学)、白子(文化教養)、稲生(情報)、久居(スポーツ科学)【単】、伊勢(国際科学)、志摩(国際)、尾鷲(プログレッシブ)【単】
専門学科	農業	四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳(生物資源・フードシステム)【単】
	工業	桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、名張西(情報)、松阪工業、伊勢工業、伊賀白鳳(機械・電子機械・工芸デザイン)【単】、尾鷲(システム工学)【単】
	商業	四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業【単】、伊賀白鳳(経営)【単】、尾鷲(情報ビジネス)【単】
	水産	水産
	家庭	四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、相可(食物調理)、明野(生活教養)
	看護	桑名(衛生看護)
	情報	亀山(システムメディア)
	福祉	明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)【単】
その他	桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稲生(体育)、飯野(英語コミュニケーション・応用デザイン)、津西(国際科学)【単】、松阪(理数)、松阪商業(国際教養)【単】、上野(理数)、名張西(英語)	
総合学科	いなべ総合学園、飯南、昴学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本【すべて単位制】	

定時制課程

普通科	桑名、北星【単】、神戸、飯野【単】、亀山、松阪工業【単】、伊勢まなび(昼間部)【単】、上野、名張【単】、尾鷲【単】、木本【単】
専門学科	北星(情報ビジネス)【単】、四日市工業【単】、伊勢まなび(夜間部:ものづくり工学)【単】
総合学科	みえ夢学園【単】

通信制課程

普通科	北星【単】、松阪【単】
-----	-------------

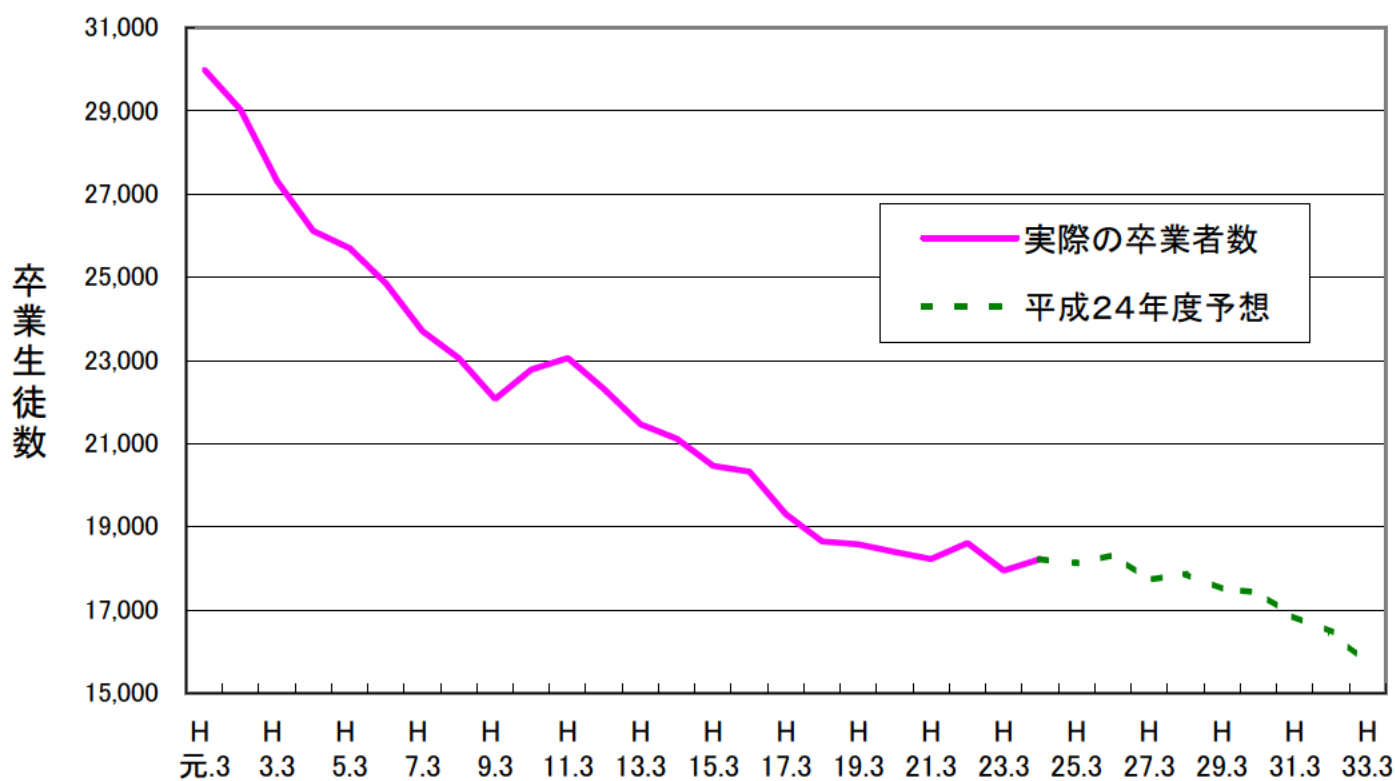
※【単】は単位制

三重県 中学校卒業者の推移と予測(含社会増)

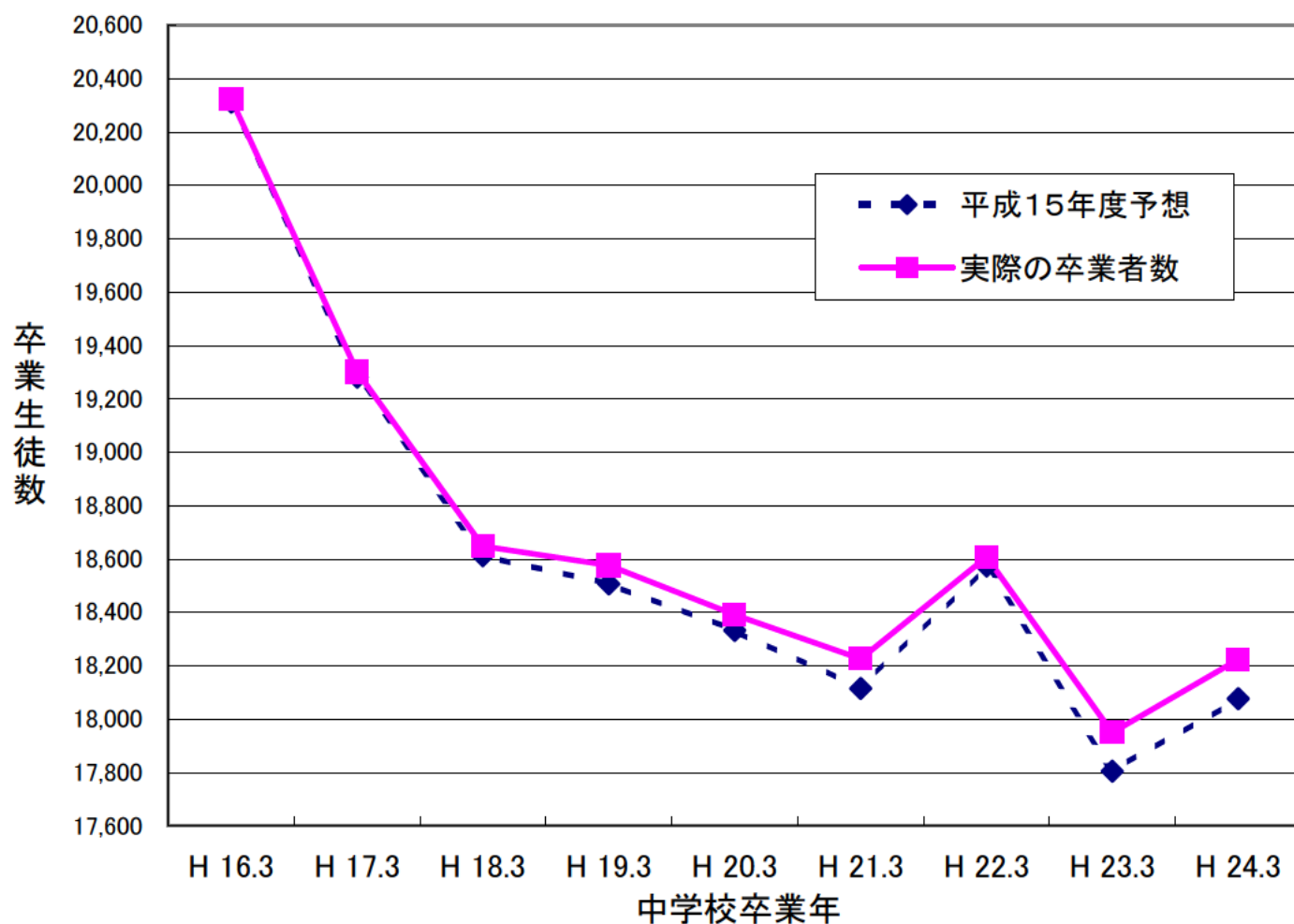
平成24年5月1日 教育総務課調べ

		H 21. 3	H 22. 3	H 23. 3	H 24. 3	H 25. 3	H 26. 3	H 27. 3	H 28. 3	H 29. 3	H 30. 3	H 31. 3	H 32. 3	H 33. 3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
桑名	卒業生数	2,153	2,229	2,160	2,164	2,133	2,248	2,212	2,169	2,158	2,035	2,079	1,993	1,912
	前年度対比		76	-69	4	-31	115	-36	-43	-11	-123	44	-86	-81
	H24.3対比					-31	84	48	5	-6	-129	-85	-171	-252
四日市	卒業生数	3,796	3,762	3,753	3,751	3,929	3,927	3,778	3,869	3,835	3,867	3,655	3,583	3,452
	前年度対比		-34	-9	-2	178	-2	-149	91	-34	32	-212	-72	-131
	H24.3対比					178	176	27	118	84	116	-96	-168	-299
小計	卒業生数	5,949	5,991	5,913	5,915	6,062	6,175	5,990	6,038	5,993	5,902	5,734	5,576	5,364
	前年度対比		42	-78	2	147	113	-185	48	-45	-91	-168	-158	-212
	H24.3対比					147	260	75	123	78	-13	-181	-339	-551
鈴鹿	卒業生数	2,419	2,456	2,360	2,508	2,472	2,640	2,558	2,640	2,507	2,534	2,473	2,401	2,211
	前年度対比		37	-96	148	-36	168	-82	82	-133	27	-61	-72	-190
	H24.3対比					-36	132	50	132	-1	26	-35	-107	-297
津	卒業生数	2,777	2,987	2,775	2,889	2,777	2,810	2,751	2,690	2,643	2,692	2,640	2,679	2,582
	前年度対比		210	-212	114	-112	33	-59	-61	-47	49	-52	39	-97
	H24.3対比					-112	-79	-138	-199	-246	-197	-249	-210	-307
伊賀	卒業生数	1,724	1,742	1,673	1,643	1,606	1,602	1,467	1,550	1,476	1,494	1,441	1,422	1,394
	前年度対比		18	-69	-30	-37	-4	-135	83	-74	18	-53	-19	-28
	H24.3対比					-37	-41	-176	-93	-167	-149	-202	-221	-249
小計	卒業生数	6,920	7,185	6,808	7,040	6,855	7,052	6,776	6,880	6,626	6,720	6,554	6,502	6,187
	前年度対比		265	-377	232	-185	197	-276	104	-254	94	-166	-52	-315
	H24.3対比					-185	12	-264	-160	-414	-320	-486	-538	-853
松阪	卒業生数	2,013	1,962	1,962	1,977	2,063	2,015	1,973	2,002	1,989	1,992	1,916	1,915	1,776
	前年度対比		-51	0	15	86	-48	-42	29	-13	3	-76	-1	-139
	H24.3対比					86	38	-4	25	12	15	-61	-62	-201
伊勢	卒業生数	2,555	2,704	2,508	2,558	2,447	2,396	2,307	2,293	2,265	2,198	2,091	1,987	1,852
	前年度対比		149	-196	50	-111	-51	-89	-14	-28	-67	-107	-104	-135
	H24.3対比					-111	-162	-251	-265	-293	-360	-467	-571	-706
尾鷲	卒業生数	367	371	360	355	328	309	341	290	285	275	244	232	255
	前年度対比		4	-11	-5	-27	-19	32	-51	-5	-10	-31	-12	23
	H24.3対比					-27	-46	-14	-65	-70	-80	-111	-123	-100
熊野	卒業生数	422	395	399	379	367	379	341	364	345	340	303	260	285
	前年度対比		-27	4	-20	-12	12	-38	23	-19	-5	-37	-43	25
	H24.3対比					-12	0	-38	-15	-34	-39	-76	-119	-94
小計	卒業生数	5,357	5,432	5,229	5,269	5,205	5,099	4,962	4,949	4,884	4,805	4,554	4,394	4,168
	前年度対比		75	-203	40	-64	-106	-137	-13	-65	-79	-251	-160	-226
	H24.3対比					-64	-170	-307	-320	-385	-464	-715	-875	-1,101
県内合計	卒業生数	18,226	18,608	17,950	18,224	18,122	18,326	17,728	17,867	17,503	17,427	16,842	16,472	15,719
	前年度対比		382	-658	274	-102	204	-598	139	-364	-76	-585	-370	-753
	H24.3対比					-102	102	-496	-357	-721	-797	-1,382	-1,752	-2,505

三重県中学校卒業者の推移と予測 (平成24年5月)



中学校卒業年



平成24年度 第4回三重県教育改革推進会議 事項書

日時：平成25年2月4日（月）

9：00～12：00

場所：プラザ洞津「高砂の間」

1 教育長挨拶

2 会長挨拶

3 審議事項

(1) 平成24年度三重県教育改革推進会議「審議のまとめ（案）」について

① 教員の資質の向上について

② 県立特別支援学校整備第二次実施計画の改定について

③ 県立高等学校活性化計画（仮称）の策定について

(2) その他

4 連絡事項